

令和2年 第1回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和2年2月28日（金）
9：30～16：06

～速記録～

◎ 議長（廣尾 正男）

それでは皆さん、おはようございます。議員の皆さんには何かとご多忙のところ、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本定例会に付議されました案件についてよろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。ただいまから、令和2年第1回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。西村広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

皆さん、おはようございます。本日は令和2年第1回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、ご出席いただきまことにありがとうございます。さて、今年度から相楽東部クリーンセンターの稼働を休止し、緊急避難措置として区域外の自治体の許可をいただき、民間処理施設にごみ処理をお願いしているところでございます。こうした状況を踏まえ、広域連合といたしましては、ごみの排出責任と処理責任に係る課題解決に向けて中長期的な視野を持って状況に応じた適切な対策を着実に講じていく必要が重要でございます。適正な廃棄物行政を推進していくため、現在、一般廃棄物処理計画の見直しを行っているところでありますが、引き続き不透明感のあるごみ質・ごみ量の動向を注視し、変化に応じたごみ処理システムの再構築を行っていく必要がございます。さらに、将来的に適正な一般廃棄物の処理を維持することができるように、ごみの減量・資源リサイクル活動の推進等を目標とした「循環型社会の構築」を目指し、一つ一つ課題解決に向け検討を行い、具体的に取り組んでまいります。本定例会におきましては、会計年度任用職員の退職金に関する条例及び退職金基金条例制定の件のほか、令和元年度補正予算、令和2年度当初予算、教育委員会委員の任命につきまして、ご審議をお願い申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。本日は、まことにご苦労さまでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。南山城村の久保議員から、10分ほどの遅刻の届が出ています。なお、教育委員会 竹谷教育次長から、本日午後の会議を欠席する旨、連絡をいただいております。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第121条の規定

によって、5番、西昭夫議員、6番、鈴木かほる議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月18日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（廣尾 正男）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は本日1日間に決定しました。日程第3、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに総務厚生常任委員長、西岡良祐議員。

◎ 総務厚生常任委員長（西岡 良祐）

それでは、総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、2月14日午前9時30分から和東町体験交流センター会議室で開催いたしました。まず、令和元年度事務事業の進捗状況として、総務課、環境課所管事業について1月末時点での数値で説明を受けました。次に、令和2年第1回定例会の概要として、会計年度任用職員の退職手当に関する条例（案）及びその基金条例（案）、令和元年度第3号補正予算（案）、令和2年度当初予算（案）、教育委員会委員の任命、以上の各案件についての概要説明を受けました。主な質疑では、一般廃棄物処理基本計画策定に係る繰越明許費について、その原因、事業の進捗状況、また当初予算案については、テールアルメ擁壁監視システムの概要、必要性といった質問が出ました。最後に、テールアルメ擁壁の調査分析業務について、進捗状況の説明を受け、最終調査報告の時期、今後の安全対策の進め方や議会への協議方法等について、質問、意見が出ました。以上で、2月14日に開催した総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

続きまして文教常任委員長、鈴木かほる議員。

◎ 文教常任委員長（鈴木 かほる）

文教常任委員会の報告をいたします。本委員会は、2月14日午後1時30分から和東町体験交流センター会議室で開催しました。まず、令和元年度一般会計予算執行状況として、教育委員会所管の事業について1月末時点での数値で説明を受けました。次に、令和2年第1回定例会の概要として、会計年度任用職員の退職手当に関する条例（案）及びその基金条例（案）、令和元年度第3号補正予算（案）、令和2年度当初予算（案）、教育委員会委員の任命、以上の各案件に関する概要説明を受けました。主な質疑では、補正予算（案）について、和東町給食センター空調設備工事の請負率、当初予算（案）については和東小

学校の雨どい修理の内容や府民総体駅伝大会への参加状況と課題、会計年度任用職員に係る予算計上科目及び今年度との比較、その他にはインフルエンザに対する学校現場での対策といった質問、要望が出ました。以上で、2月14日に開催した文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

以上で報告を終わります。日程第4、一般質問を行います。質問時間は答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。1番、高山豊彦議員の発言を許します。

◎ 1番（高山 豊彦）

おはようございます。和東の高山豊彦でございます。議長のお許しをいただきましたので、私から一般質問をさせていただきます。私の方からは、4点について質問させていただきます。まず、1点目につきましては、クリーンセンター擁壁等の安全対策について、でございます。安全対策調査の結果について、でございますが、テールアルメ擁壁等安全対策調査について7月25日に開催されました全員協議会での説明では、令和元年8月から調査を開始し12月初旬に調査結果報告、12月末に最終報告となっておりますが、その調査結果についてお尋ねいたします。次に、調査結果に基づく今後の対策について、でございます。この調査結果を受けて今後どのような対策が必要なのか、またどのような対策をされようとしているのかをお尋ねいたします。次に2点目ですが、相楽東部クリーンセンターに係る地元関係者との協議状況について、でございます。東部クリーンセンターは平成11年4月から稼働され、平成31年3月末に地元関係者との協定により稼働を停止している状態でございます。稼働を中止するに当たって、またその後において、地元関係区との協議はどのようになっているのか、お尋ねいたします。2点目には、クリーンセンター周辺の農地の生産者との協議状況についてでございます。これにつきましても関係区と同様で、稼働を中止する前後に当たっての協議の状況をお尋ねいたします。3点目につきましては、東部クリーンセンターの今後の考え方について、でございます。東部クリーンセンターについては、約19億円もの高額な費用を費やし建設されたものでございます。今後どのようなようになるのか、住民の皆さんも強い関心をいただいているところでございます。連合として、今後どのように進めようとしているのか、お尋ねいたします。最後に、平成11年3月の京都府ごみ処理広域化計画によるごみ焼却場及びリサイクル施設の相楽圏域で1施設という方針が出されておりますが、これに基づきまして平成26年1月から平成27年12月にかけて相楽東部広域連合及び笠置町、和東町、南山城村におけるごみ処理検討委員会が設置され、平成31年度以降のごみ処理について検討されたところでございます。そして平成27年12月に報告書がまとめられたところでございますが、その報告書によりますと、平成11年3月に京都府が策定された、先ほど申しました京都

府ごみ処理広域化計画ではごみ処理施設は相楽圏域で一つとの方向性が示されており、そうした方向性を踏まえて、平成20年度に相楽5市町村長によるごみ焼却場及びリサイクル施設については、今後あらゆる面から検討し、相楽圏域で1施設という京都府ごみ処理広域化計画を基本として、早期の具体化に向けあらゆる面から協議を進めること、とするとの確認書を取り交わしておられます。平成20年度以降、5市町村でどのような協議を進められてきたのか、お尋ねいたします。以上、1回目の質問とさせていただきます。2回目以降は、自席でお尋ねさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。安全対策調査の結果についてでございます。相楽東部クリーンセンターのテールアルメ擁壁の現況評価に関する調査解析検討業務につきましては、現在、中間報告としてではありますが調査結果をいただいております。その報告書によりますと、テールアルメ擁壁の基礎部分の支持力不足と地表面から14メートル程度の深い位置で「すべり破壊」が発生していることから、当初設計より壁面や斜面全体が水平に約1メートル、沈下が0.8メートル発生していること、擁壁内部及び基礎部の地盤が弱まっていること、現在も大雨の後には実際に動いていること、建物部分については今回の調査対象外であります。最も状態が悪い（動いている）地点が比較的建物に近い部分であること等が、今回の調査によりまして判明しております。調査結果に基づく今後の対策といたしましては、地域の安全、住民の方の安心・安全を最優先とすること、クリーンセンター施設やごみ処理の今後の方向性と整合性を図ること、これらを踏まえて費用対効果を最大限考慮した安全対策を検討することを大前提とし、全体費用を考慮しながら段階的に検討を進めてまいります。今後、最終の報告書及び意見書の提出が3月中旬にも予定されておりますので、その結果を踏まえ、連合としての安全対策等について、十分検討した上で議員の皆様へ報告、協議をかけさせていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。従いまして、それまでの間、動態観測を継続し連合として土壁基盤の動き、経過を把握し安全の確保に努めてまいります。また、どのような対策をとる場合でも土壤汚染対策法により土壤汚染調査が必須でありますので、本議会におきましてこれらの調査費等、必要な予算についてお願いをしているところであり、早急に対策を講じてまいりたいと考えております。続きまして、関係各区との協議状況について、でございます。次に地元関係者との協議状況でございますが、まずは地元区でございます、下島区とこれまでの協定にあります協力金や道路整備等、地元区との約束事について協議をしているところでございます。そのうち協力金につきましては、前回の議会で報告させていただきましたように覚書を交わし、先ほどのテールア

ルメ擁壁等の安全対策も含めまして、お互いに協力していくことを確認しております。また、道路整備につきましても、管理者である和束町と協議の上、役割分担等、整理を進めているところでございます。地元区及び周辺の皆様には、クリーンセンターの運営に関しまして、これまでから本当にご理解、ご協力をいただいております。さらに現在、クリーンセンター擁壁等の安全に関しご心配をおかけしておりますので、まずはこの安全対策を早急にしっかりと進めていくこと、これを何よりも最優先に取り組まなければなりません。その上で、連合といたしまして現在の状況等を地元区及び周辺区に丁寧に説明を行い、さらに協議につきましても、まずは下島区、そして撰原区、石寺区、その後周辺区と手順を踏んで必要な協議を進めてまいります。クリーンセンター周辺農地の生産者との協議状況につきましては、協定が終了しクリーンセンター休止に伴い、炉の中の清掃等も終了しておりますので、現在のところ早急に協議する項目はありませんが、引き続きテールアルメ擁壁の安全対策等、皆様方のご理解、ご協力が不可欠でありますので事前にかつ丁寧に説明等を行ってまいります。続きまして、相楽東部クリーンセンター今後の考え方についてでございます。これまでの議会答弁のとおり、一般廃棄物の処理は市町村の責務であるという法律の趣旨を踏まえ、現在、地元区に対しまして協議を進めているところでございます。一方で、現在でも設備の耐用年数は大幅に超過しており、更新時期や方法について具体的な検討を行う必要があるとともに、更新には相当な費用が見込まれるところでございます。また、テールアルメ擁壁調査では、既に地下の深いところで「すべり破壊」が発生しているとの報告もあるなど、最終調査結果及び意見書の内容によっては、今後目指すべき方向性の見直しが必要となってくることも想定されるところでございます。したがって、間もなくその調査結果が出てまいりますので、その内容を十分吟味し慎重に検討した上で議会にも報告、協議をさせていただきながら、現在策定中の一般廃棄物処理基本計画に反映してまいりたいと考えております。いずれにしましても、まずは地域の安全が第一でございますので、クリーンセンターの安全対策を着実に進めてまいります。続きまして、相楽5市町村による確認書に伴う協議状況でございますが、議員ご指摘のとおり平成11年3月に策定された「京都府ごみ処理広域化計画」に基づき、各ブロックごとに市町村等が協議・調整を図り、相楽地域では平成20年7月に相楽地区における環境施設設置に関する確認書を交わし「相楽圏域で1施設」を基本として、早期の具体化に向けあらゆる面から協議を進めることとしたものであります。現在、さまざまな場面で、それぞれの立場で受け入れのお願いを水面下で行っているところでございます。また、京都府ごみ処理広域化計画自体も計画期間を過ぎ、今後計画の見直しを行う予定とお聞きしております。その策定の経過の中で、ブロックごとの協議等の機会もあると思われまますので、あらゆる機会を通じて協議をしてまいります。現状、地元との関係、協定の中でまだまだ早期の受け入れは困難な状況ではございますが、今後とも受け入れのタイミングを逃がさないよう粘り強く協議を進めてまいります。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀副広域連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

ただいま、高山議員からいただきました質問にお答えをさせていただきたいと思います。私には、先ほど連合長から答弁がありましたように、覚書の中にですね、各地元とも十分協議しということで、特に道路整備についての協議事項が含まれている。先ほど連合長が和束町との協議について、その件について、そういうことでした。和束町の中では、今や協定の中で残される道路整備、下島から笠置へ行く町道の改良が残されているわけで、特にこれらの残された道路整備については、真摯に受けとめながら完成していかないとだめだと思っています。現在、話を進めていまして令和2年度の当初、これは和束町であるんですけども、いわゆる測量、挙げさせていただいて今後の議会にかけさせていただく、こういうこと進めているところでございます。そういうふうなまとめ覚書で協定させていただいて、これについてはやはり真摯に協議をさせていただき、そうやって地元ともいい関係を築き、これが大事だと思いますので、そういう観点から努力してまいりたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

1番、高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

ありがとうございます。今、ご答弁いただきましたように、テールアルメ擁壁については、地盤が現在も動いている状況でございます。これですとモニタリングされるということでございますけれども、大きくそこで動きが確認された場合にどのような対応をされるようとしているのか、やはりそのあたりは地元として一番心配なところなので、こういった調査につきましても、下島区とはいろいろ協議されているようですけれども、その間、そこに生産者がおられる区もあるわけですから。そういったところとの関係区との協議、調整はどのようにされているかと思いますが、いかがでしょうか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

ただいま高山議員のご指摘されたとおりでございます。現在も大雨の後には実際に動いている、そういう報告をいただいております。本当にことが起こってしまえば、報告にもいただいておりますように、わずかな雨で影響を及ぼす、そういう可能性もあり得るという

報告もいただいております。続けて、モニタリングにおきまして動態調査をしております。本当にそういう危険が迫るような数値が出てきたときには、やはり建物で仕事をしていただいている方、またその下の方で生産者の方が仕事をしておられる、そういう状況も想定されますので、いち早く避難勧告と言うんですかね、そういう危険な状態が迫っておりますので、そういう行動をとってください、そういうふうな配慮といいますか、警告をしていかなければならない、そういうふうにご考えておりますので、動態調査は常日ごろきちんと見守っていく必要があると、そういうふうにご考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長、他の箇所の協議はどうですかという質問でございますので、西村広域連合長、もう一度答弁ください。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

申しわけございません。他の地域の方と受けとめています。ほかの地区の方につきましても、これからのテールアルメの安全対策など、そういう動態調査につきましてもきちんと説明させていただきまして、理解していただけるような取り組みをやっていきたくと考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

1 番、高山議員。

◎ 1 番（高山 豊彦）

今の答弁ですと、これから各関係区の方に説明されるということですかね。これ、先ほど質問させてもらったように、昨年7月に全協でこういう調査をやります。わかっているんですね。ですからその時点で各関係の地域のところにも、今回調査を行います。安全対策のためにやりますよという説明があるべきだと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

そういう説明につきましては、そういう詳しいお知らせをつくっていなかったのが現状でございます。3月には最終報告をいただくことになっておりますので、それを踏まえてきちんとした数値をもって、報告にかえさせていただきたいと考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

まだ最終報告は出ておりませんので、どういう対策を講じねばならないのかということも未定でございますので、最終報告を受けてですねどのような最善の対策を打つのかということ踏まえて、詳しく地元の方に説明をいただきたいというふうに思います。先ほど申しましたように、地元は非常に心配しておられるところでございますので、あとクリーンセンターの再稼働につきましても、どうなるのかということで地元からもよく聞きます。ですから、それにつきましても結果報告を受けてからですね最終的な判断、やはり早い時期に出していただきたい。連合長の最初の挨拶の中でもありましたように早期の対応を求められると思いますので、ぜひそのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。あと最後の西部クリーンセンター等の受け入れにつきましても、並行して協議されるのかどうかもあるかと思いますが、それにつきましても最終報告、テールアルメの最終報告を受けて、そこでの判断になるかと思いますが、そのあたりも今後、相楽東部のごみ処理をどうしていくのかという最終的な判断を早い時期にお願ひしたいと思います。このあたりを連合長、よろしくお願ひします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

今後の相楽東部のごみ処理のあり方につきましては、今調査を行っていただきました報告、最終的な報告によりまして、大きな影響といたしますか、これからのごみ処理のあり方について大きな影響を持つものと考えております。本当にその土地がごみ処理施設にふさわしくない、そのような報告をいただくことになれば、また新たな可能性にも探っていかなければなりませんので、最終報告をいただきまして、それを踏まえて相楽東部のごみの処理のあり方を再検討していく必要があるかと思っておりますので、その辺は執行部あるいは議員の皆さんとの、本当に私たち、このときにこういう立場にいるということは、村民、町民の皆さんからの大きな負託を背負っているということでございますので、本当に真摯に向き合って取り組んでいかなければならない、そういう課題だと思っておりますので、皆さんと協力をさせていただきながら取り組みたいと考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

1番、高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

ぜひ、そのあたりも慎重にお願いしたいと思いますが、この確認でございますが、最終報告は、先ほどの説明によりますと、テールアルメの調査の最終報告は3月中でよろしいですかね。その後、いろいろと選挙の関係もございますし、なかなかスケジュール的な部分もあるかと思えますけれども、その後いろいろなかたちで協議する場を設けていただけるかどうか、そこだけ確認して、私からの質問とさせていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

初めに最終報告をいただき、それを議員の皆様にお伝えするというような、初めてございまして、その後また全員協議会をお願いするのか、どうかたちでお願いするのか、それがまだはっきりはしておりませんが、それを踏まえての議員の皆さんとの協議はしなければならないし、そういう予定であります。

◎ 議長（廣尾 正男）

高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

そういうことで、しっかりと報告を受けた後、早急な対策をしていただきたいと思いますので、地元の住民の皆さんが安心して暮らせる環境をより早く求めていかなければならないと思いますので、ぜひこのあたりでよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎ 議長（廣尾 正男）

続きまして、6番、鈴木かほる議員の発言を許します。鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

6番議員、鈴木かほるです。議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問いたします。質問は本日、3つあります。1、高校生の通学補助について。今はほとんどの生徒が高校進学をする時代になりました。また、府の方針で通学圏が広がり田辺、城陽、京都市内の高校に通う生徒もいます。遠距離通学で、相楽東部の生徒には時間と通学費の負担が大きいということです。時間は取り戻せないけれど、せめて通学費に補助をすべきではないでしょうか。京都府の高等学校生徒通学費補助金では新たに定期代月1万円以上の生徒にも補助ができるようになりましたが、その補助対象者は東部3町村で何家族、何人ですか。2、学校体育館の多目的トイレや空調設備設置について。体育館は体育やクラブのほ

か、学校行事のためにも使われる施設です。また、地域の社会教育の場でもあります。自然災害のときは避難場所、生活の場にもなります。体育館の現状をどのように捉えていますか。補助金の活用などで設備設置の計画はありますか。3、教職員の働き方について。勤務時間の上限に関するガイドラインが出され、在校時の時間の上限は月45時間以内とされました。前回の議会定例会で先生方が健康にゆとりを持って教育活動ができるよう、基本的なことを確認させていただきました。約半年たった今、現場はどう変わりましたか。変わりつつありますか。2学期のスタートが8月27日になったことや、運動会の時期についてはどのように総括されていますか。質問は以上です。あとは自席でお尋ねします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長、答弁。今の質問の中でやってください。順番に行きますから。連合長で結構ですから、連合長、議長の言うとおりにしてください。2番のやつを広域連合長、言うてください。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

すみません。失礼いたしました。私から、笠置町におけます体育館の多目的トイレや空調設備について私から答弁をさせていただきます。考え方といたしましては、大規模災害を想定して体育館を避難所に指定しております。ただし運用では、府内に特別警報が出された場合のみ開設している状況でございます。空調設備につきましては、現在そういう設備はございません。検討課題であると思うわけでございますけども、財政的には厳しい状況でございますのでそういった実現は難しいと考えております。ただトイレにつきましては、小学校の体育館及び地階の駐車場には多目的トイレを設置済みでございます。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

その次に、副連合長二人から答弁をいただきました後、最終、教育長の答弁ということでやらせていただきますので、よろしく申し上げます。堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

ただいま鈴木議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきたいと思っております。私の方にはですね、中学校の体育館、避難所として使うときの問題、トイレの施設空調の現状はどうなっているかというご質問をいただきました。和東町ただいま、先ほど連合長から答弁ありましたように基本的には大規模災害、そういったときには和東町体育館、これを避難所として指定していこうと思っております。それまでは、なかなか使わないことしております。トイレについては日ごろから準備していかないと、マンホール型のトイレを設置しようと思っております。この令和2年度の予算に計上させていただくことで

作成いたしております。この今度の、次の議会に提案して、ここに設置することになっております。それともう一つは、お尋ねの避難時、空調施設ですね。これは正直なところ、今はリース契約をしております。さらに簡易型の空調施設、それを設置していこうということで考えております。これは、避難時としての空調設備ということであればですね、リース協定をして結んでおります。そこから簡易型の避難所ということでもあります。今後は色々と教育長に体育館に避難所に大事かという問題がありますが、これは継続して検討すべきことだと思いますが、とりあえず今、お尋ねは、避難時のことでありますので、そういう方向で検討を進めていこうと思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

平沼副連合長。

◎ 副広域連合長（平沼 和彦）

鈴木議員から出されました、学校体育館の多目的トイレや空調設備設置についてのご質問にお答えさせていただきます。災害時の避難場所につきましては、場面に応じて設備の整っている施設や災害の種類に応じた施設に避難所を開設し、避難者の誘導、移送を行っています。多目的トイレ及び空調設備の両方を備えている指定緊急避難場所は南山城村役場、南山城村文化会館（やまなみホール）、南山城村保健福祉センター、南山城自然の家、月ヶ瀬ニュータウン集会所（ふれあいすこやかセンター）、本郷コミュニティーセンター、南大河原会館、高尾公民館があります。学校体育館への設備設置の計画は、現在のところございません。さらに、南山城小学校の体育館といたしましては、多目的トイレが2基ございますが空調設備はございません。笠置中学校につきましては、トイレ、空調設備ともにございません。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

全体を通して教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

私からは、先に2つ目の『学校体育館の多目的トイレや空調設備』に係る状況からお答えします。まず、小・中学校の空調設備についてです。連合教育委員会では、児童生徒が学校生活の中で長い時間を過ごす普通教室の整備を優先して進めてきました。平成28年度から計画的に取り組み、令和2年度予算案に計上させていただいた笠置小学校における設置が終われば、小・中学校普通教室の整備が完了することとなります。ご質問の体育館の使用状況ですが、日々の体育授業、儀式や学校行事、それから集会活動等のほか、夜間及び土・日には社会体育としても活用されています。ただ、学校も夏は水泳学習が中心ですので、体育館は、ほとんど使用しておりません。そこで、体育館における空調設備設置

はどうかということですが、学校教育におきましては普通教室に比べて教育活動としての使用頻度は極めて少ないこと、また設置となれば多額の改修費用が見込まれること、さらには各体育館はエアコン設置を前提に建設されていないため断熱性が低く、電気代等のランニングコストが非常に高額になることなどから、現状では必ずしも必要ではないと考えております。次に多目的トイレについてです。トイレ改修につきましては、平成30年度から取りかかり、令和2年度予算案に計上させていただいた笠置中学校の体育館及び職員用、和東小学校の職員用の整備が終われば、小・中学校のトイレ改修は完了することとなります。これまでの改修工事では、手すりの設置や段差解消のバリアフリー化、洋式化を行っており、また車椅子のままでも円滑に利用できる多目的トイレも整備しているところです。なお笠置中学校体育館におきましては、トイレの入口を広げることが難しいなどの構造上の課題があって多目的トイレの設置は困難な状況です。よって、スロープや洋式への変更等を計画しているところです。ご理解のほど、よろしく申し上げます。1つ目の『高校生の通学費補助』についてお答えします。高校生の通学費の補助は、例えば「児童生徒の医療費の無償化に係る年齢制限」などと同様に、町村独自の行政施策の一つとして実施されております。従いまして、連合教育委員会において通学費補助の制度化を云々できる立場にはないことを、まずはご理解いただきたいと思っております。ただ、和東町では公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、連合設立以前にバス通学をする生徒の保護者負担の軽減策として制度化され、その事務を連合教育委員会が担当しております。今後も和東町の意向を踏まえ、同町と協議・調整をしながらこの制度を維持してまいりたいと考えております。なお、ほかの構成町村においてはそれぞれの考えや思いがあると思っております。今後、同様の行政施策の導入を検討される場合は、連合教育委員会も一緒に考えさせていただきたいと思っております。京都府の制度である「高等学校生徒通学費補助金」についてもご質問いただいておりますが、公立高校・私立高校、それぞれに世帯全体の所得基準額が定められているそうです。従いまして、教育委員会としましては、そうした所得状況等が確認できませんので、補助対象者数を調べることはできません。よって京都府に受給者数を問い合わせたところ、連合管内3町村で公立高校生5人、私立高校生1人との回答がありました。通学費月額が1万円を超える金額の2分の1が補助されているとのことですので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。3つ目『教職員の働き方改革』についてです。昨年8月の議会定例会にて、この問題についてご質問をいただき、連合教職員の勤務時間の実態、部活の現状、事務・会議の削減等にかかわって、一定のご答弁を申し上げたところです。このたびは、その後の取り組み状況、学校現場の変容等についてお答えします。教育委員会におきましては、昨年9月に「教職員の働き方改革実行計画」を作成し、10月には山城管内のほかの市町に先駆けて「相楽東部広域連立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、その取組を着実に進めてきたところです。この方針は、教職員の時間外勤務が長時間化している実態と労働基準法などの労働法制改正の動きを踏まえ、文部科学省のガイドラインを参考に策定したもので、現在、この方針に基づき連合立学校

に勤務する教職員の勤務時間を把握するとともに、さらなる業務の削減や勤務時間の整備を進めております。「勤務時間の上限の目安時間」については議員ご指摘のとおり、1か月の超過勤務時間は45時間以内、1年間の超過勤務時間は360時間以内としております。また、学校事故や重大事案等への対応となる「特例的な扱い」についても上限を設けております。1か月の時間外労働時間100時間、1年間で720時間までとしております。さて、上限に関する方針においては、具体的な「取組方針」として5点を挙げ、さらに業務改善を進めています。その一つが「重点業務削減対策の検討・実施」です。現在『連立学校「働き方改革」実行プロジェクトチーム』を立ち上げ、可能なものから対策を実行しております。その重点業務としましては、例えば、教育委員会の事務・業務では教育委員会への提出書類、報告書の見直し、教育委員会が招集する会議、研修会の見直し、夏季、冬季「学校閉庁日」の設定、外部指導者による部活動支援、ICTの活用、導入などに取り組んでおります。また、学校現場におきましては校務分掌の見直し、学校行事、会議の精選、ノー残業デーの設定、部活動の改善など、既に実施している業務も多々あります。とりわけノー残業デーについては、管内の5校とも設定しております。毎週1日が4校、月1日が1校、これが現状です。来年度は全校、5つの学校が週1日の設定となるよう既に協議を終えたところですが、中学校の部活もかなり改善されております。土・日を含む週2日間の休養日、練習時間の短縮、それから外部指導者の有効活用などです。さて、さまざまな取り組みによって学校現場がどのように変わったかということですが、第一に教職員の意識が変わりました。勤務時間も着実に短縮されつつあります。ちなみに、本年度4月、5月、6月の超過勤務時間ですが、5校の平均は45時間前後でした。9月、10月、11月はそれぞれ36時間、43時間、39時間と短縮されて、12月は30時間、そして1月は29時間まで来ました。なお、今後の取り組みについてですが、まず方針に掲げる『段階目標』として、先日、教育委員会より各校に「午後8時までの退勤の徹底」を通知したところですが、また、夜間の電話に対する留守番電話の設置等の取り組みも検討しており、緊急時の連絡に支障がないよう対策を講じた上で、次年度には「電話応答時刻終了の設定」を行う予定です。さらに、給特法の一部改正に伴い連合教育委員会としましても、3月には上限の方針に基づいた『業務量の適切な管理等に関する指針』を教育委員会規則として策定していきます。最後に、夏休みの短縮についてです。狙いとする授業時数は確保できました。最終的には、年度末に各校が行う教育課程の編成・実施に対する評価及び総括で整理されますが、現段階では2学期のスタート時期、体育祭及び運動会の開催に不具合が生じたという報告は聞いておりません。子どもも教職員も順応は早かったということです。以上、ご理解のほどよろしく申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

1番から順番にお伺いしたいと思います。高校生の通学補助です。これ、府の高等学校生徒通学費補助金というのが前は2万円、3種類ほどありましたね。ここに補助金のあれがあるんですけども、それが、1万円というコースが出てきたので、これは大分潤うかなと思って期待したんです。ところが実際、村ではたった1人だけなんです、対象になっているのは。何でかなと思って、この府の通達というか、これをよく見てみますと、かなり厳しい所得制限が。ひとり親家庭の方でも、家族がいればその家族の収入も全部勘案されて廃止、出されるんですね。そうするとひとり親って、村の中に知っている人だけでも何人かあるんです。でも、何で家族と暮らしているかという実家に帰っているんですね。ひとり親の方が一人で、大抵離婚という場合が多いんですけど、一人で子育てができるかといったら、女手一つで大変だから結局は実家に頼らざるを得ないというのが実情だと思うんです。それなのに、結局実家の収入も含めて対象にはされないケースがあるということが一つ。それからもう一つは通学費ですね、村からだったら木津まで行くのに7,400円、田辺、それから城陽まで行っても8,350円です。1万円を超えるのは、京都まで行かなきゃ1万円は超さないです。というふうに、交通費の限度が高過ぎて結局対象にはならないという、その2つの面があると思います。京都府は高校生の通学費補助をやっていますよと宣伝しているかもしれないけども、実態としては余り潤っていないという制度が、ちょっとひどいんじゃないかなと思うんです。そうなってくるとやっぱり東部の3町村で何とかできないのかなと、幾らかでも補助できないかなとか思うんですが、先ほどから連合ではそれは無理だという話があったんですが、教育長、本当にあの木津までの汽車賃、JR7,400円、これは村に住んでいるがために負っている負担ですね。木津の子どもはそれ、要らないです。教育の機会均等とか平等とかを考えると、やっぱり考えていただきたいことだと思うんですが、いかがですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほどもちょっとお答えさせていただきましたように、一つは府の制度ですから、教育委員会からどうのこうのとはちょっとできない。ただおっしゃるように確かに補助金を受け取る生徒数が少ないのは、うちも問い合わせをしてから初めてわかったところですから、そのあたりにつきましては府へ、もう少し緩くならないかというような話をしてはいきたいと思っております。あとはそれぞれ、連合ではどうなのかですけど、これにつきましては先ほども言いましたように、和東は今、使っております。あと笠置と村もそれぞれの考えがありますから、それぞれのところでまた一緒に考えていきたいと思っております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ぜひ府のほうに改善を、また声を上げてほしいと思います。それから、時間がもうないんですが空調関係については、特に南山城小学校の場合、体育館に窓はありません。ご存じと思いますが、あの状態で教育活動をする事自体が大変でして、中には壁ぶち抜いて窓をつくったらどうかとおっしゃる方もあるぐらいです。これについてはぜひ、教育の場としてあの体育館が適切かどうか、しっかり考えてほしいと思います。それから教職員の働き方についてですが、話を伺っていますと、ゼロに近づいている努力をされていることはわかりました。この話はちょっと置いておきまして、コロナウイルスの話です。今、きのう、突然の話でしたね。地域の行事も全てやめてきてるし、学校も休みになった。子どもたちはどうなるんやということで、すごく不安に思っているんですが、今わかっているだけでいいですから、残りの時間、ちょっと教えてほしいです。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員、コロナについてはこの質問の中にありませんので、それはまた後から、教育長から答弁は、今検討しているところがございますので、一般質問の中にはありませんので、議会でございますから。教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

南山城小学校の体育館ですけど、これはおっしゃるように、本当に暑さを実感しております。学校も夏の使用はできるだけ控えることとか、あるいはもともとの構造上の素材等もあるかなと思いますから、エアコンというのはなかなか厳しいところがありますから、もっとほかのもので、まずは少しでも活動しやすいようにと、これからも考えてはいきたいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

続きまして8番、坂本英人議員の発言を許します。

◎ 8番（坂本 英人）

通告書に従いまして、質問させていただきます。中学校の部活についてお聞きします。笠置中学校の部活について前回も質問させていただきましたが、答弁の中で次回校長会の議題に挙げるとのことでしたが、どのような内容であったか、お聞かせください。続きまして、学校給食についてご質問いたします。笠置中学校の給食試食会ですが、検討はして

いただけますでしょうか。そして、小学校にタブレットの配布が検討されていて決定したかと思いますが、どのようにご使用になるか、お聞きします。以後の質問は自席にてさせていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）
教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

坂本議員のご質問『中学校の部活に係る校長会への指導』についてお答えします。議員より12月の議会におけるご質問を受けて早速1月、定例の校長会にてこの課題をテーブルにのせました。連合小・中学校長会議は、教育委員会からの指示及び報告と全員による協議から構成しております。このたびは、教育長から各校長への指示事項として取り扱いました。まずは、私から議会報告をしました。笠置中学校における部活動に係る一般質問の内容、それに対する教育長答弁の要旨、さらには決算・予算に係る協議において、ほかの議員から関連質問が出されたことなどについて説明したところです。とりわけ「課題ができていないから、提出物を出さないからといって、部活をさせないのは理不尽ではないか」というご意見については、我々も真摯に受けとめる必要があることを共通理解しました。次に教育長による指示事項に移り、このたびの事象から以下のことを大事にして取り組むよう指導しました。1つ目、連合においては生徒の希望進路の実現を図るために、あらゆる場面において個に応じたきめ細かい指導を充実させること。2つ目、学習に対するやる気を引き出す手段として、部活の一旦停止が唯一の指導方法ではなくケース・バイ・ケースで対応すること。仮にその手段をとらざるを得ないとしても、生徒及び保護者の理解・納得が欠かせないこと。この3点を強調しました。連合教育委員会では『児童生徒の個性や能力、主体性を伸ばし、対外的にも活躍する学校』を具体的重点事項の一つに掲げております。両中学校が活躍する場合は、もちろん『文武両道』になります。そのためにも生徒自身が、学校のみならず部活に対しても主体的に取り組んでいくよう、教師が仕掛けていくことがとても重要であると思っております。ご理解のほどよろしく申し上げます。3つ目のご質問『小・中学校におけるタブレット端末の整備』について、私から若干お答えしておきます。文科省は、ICT環境の整備の一環としてGIGAスクール構想を提起し、全国の小・中学校の児童生徒に一人一台の端末と高速容量のネットワーク環境の整備を目指し、2,300億円の予算を計上しました。連合教育委員会につきましては、構成3町村の理解と協力を得ながら、令和5年度までに管内の小・中学校の全児童生徒に一人一台の端末を確保していかなければならないと考えております。タブレットは、今や文房具のようなものと言われております。GIGAスクール環境が整えば、例えばグループでの調べ学習、記事・写真・データ収集、情報共有、情報編集、プレゼン資料の作成、発表とディスカッション、プログラミング教育の実践、遠隔の友だちとの交流学习などが容易

に実現できるということです。この後、学校教育課長から詳しく答弁をさせていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

坂本議員の給食についてのご質問にお答えいたします。学校給食は、成長期にある子どもにとって健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、「食に関する知識」「食を選択する力」「望ましい食習慣」を身につける上で極めて重要なものと認識しております。また、学校給食を通じて地元地域の食材に触れ、味わい、学習することは、地産地消のみならず食育の観点からも大変意義あるものと考えております。こういう点を踏まえまして、連合の学校給食では、四季や行事に合わせた給食や各地の伝統食の提供など、工夫を凝らしたおいしく楽しい給食に取り組んでおるところでございます。さらに食育を推進していくためには学校、家庭、地域、行政、そして議会の皆さんとともに連携・情報交換をしながら取り組んでいく必要がございます。従いまして、議員ご指摘の給食試食会につきましても前回の議会終了後、試食会開催に向けて関係機関と調整を図っており、結局延期とはなりましたが引き続き検討を図ってまいりたいと考えております。なお、実施に当たりましては、学校行事や給食の献立、試食に必要な食材の確保等の調整が必要であり、関係機関と調整を図りながら計画的に進めていく必要がございますので、この点につきましてはご理解をいただきますようお願いいたします。今後とも、学校給食が身近な「食」への関心を引き出し、子どもたちの成長の支えとなるよう、社会総がかりでの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

それでは、私から『小・中学校におけるタブレット端末の整備とその教育効果』についてお答えさせていただきます。「新たな社会」Society 5.0時代を生きる子どもにとって、パソコン端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムであり、一人一台端末環境は令和時代における学校の「スタンダード」とし、文部科学省は昨年12月に『GIGAスクール構想』を発表しました。児童生徒に一人一台の学習用端末とクラウド活用を含めた高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、全国の学校現場で子どもたち一人一人に個別・最適化された学びを持続的に実現させようというものです。国では、本構想の実現に向けて令和元年度から5年度までのロードマップを示し、この中で端末整備は

5年度までに段階的に行うこととされています。国の予算は、国庫補助金のため『GIGAスクール構想』に係る予算は各自治体で措置した後、ネットワーク設備や端末などを整備・調達することとなります。教育長が申しましたように、構成3町村のご理解とご協力を得ながら、令和5年度までに段階的に整備していきたいと考えております。なお、連合の場合は、おかげさまで平成29年度に全校で校内ネットワーク設備整備を終えており、今後取り組むこととなるのは端末や保管庫などの整備となります。さて『一人一台端末』を活用すればどのような学習ができるかということですが、教育長が紹介しましたほかに、まずは次のような学習が期待できます。記事や動画などのさまざまな情報を主体的に収集・整理・分析する調べ学習、修正作業を繰り返しながらの長文作成、写真・音声・動画などを用いた多様な資料・作品の制作作業、他校と連携した遠隔教育、正確な情報の収集・発信力を培う情報モラル教育などがあります。さらに、これまでの「学びを深化」させるとともに、各自の学習履歴が記録できることから、学習状況に応じた個別の学習が可能となります。また、一人一人が収集した情報などの共同編集により多様な意見にも即座に触れることができるなど、これまでの「学びの転換」を図ることができます。一方、教職員にとっては働き方改革の一助となります。端末を使ったテストが可能となり、選択式問題の答え合わせは教育ソフトが自動で行うことから採点作業が即座にできるなど、教職員の負担軽減にもつながります。もちろん『一人一台端末』は“光”の部分だけではなく、“影”の部分もあります。教育委員会としましては今後、学校現場の思いや考えにも耳を傾け、光と影に配慮しつつ、このたびの『GIGAスクール構想』の実現に向かうことによって、課題となっているICT環境の充実に取り組んでいきたいと考えております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

部活についてからです。各校長にご指導と意見を共有していただいたということですが、校長だけではなくて教員にもきっちり新たな波を起こしてもらって、子どもの教育に努めていただけるように強く要望したいと思っております。あの話の後、こういうことを議会で言ってきたと僕の息子に伝えたら、ちょっとよくなったんですよ。家庭学習をちゃんとするようになったんですね。言ってみるもんやなど、大人がちょっと動けば子どもも何か気づいて動いてくれることが僕の家で実証できたので、ちょっとよかったかなと思っております。学校給食についてですけど、すごく壮大なテーマで連合長に取り上げていただいたら、こんな話からこんな、ちょっとびっくりしているんですけども、この間も言いましたけど、子どもがおいしいものを食べていたら、絶対に貧乏をしなくなると思うんですよ。ここが僕、根っこですよ。おいしいものを食べようと思ったら一生懸命に働か

ないとあかんし、そういう人間になると思うんですよね。だから今どんなにおいしくないものを食べているのか、大人として知っておかないとあかん。それが、議員が協力したら子どものご飯がおいしくなったというたらちょっと、大人になったら議員をやってみようかなと、端的に大人ってどんな仕事をしているのか、知らないわけですよ。これは笑い話じゃなくて。この間、木津の友だちの子どもに議員なんて誰でもできるやんって言われたんですよ。僕、すごく悔しかったけど、寂しくてね。今、この現状、僕らが予算をつけて、給食をやって、おいしくないと言うてるわけですよ。働き方改革どうのこうのがあって、ちょっと延期しましたみたいな話を聞きましたけど、じゃあ僕ら、どうやって働いたら子どもがもっともっと学校を好きになるんだらうと、切に考えないとあかん立場だと思うんですよね。だから、その食という部分から本当にいろいろなことを学ぶ、大人の仕事から学べるとなったら、給食試食会という名前ですけど、大人のあり方を子どもに示せるような機会になるんじゃないのかなと思っているんですよ。だから一つの事業をやるだけで、一つのことで済ますんじゃなくて、一つの事業で2個も3個もアウトカムを出していくようなことを考えないと、ただただそのそれこそ試食会で調達する費用がもったいないやないかとか、そんな議論になっちゃうような、大変なので時間がかかります。そういうことじゃなくて、やっぱり5年後、10年後にその子たち、中学校3年生だったら、あと3年たったら選挙権を持つわけですよ。20歳になれば、政治家は大人として見るわけですよ。公務員も大人として見るわけですよ。そういう子たちと、どうやって近くに距離を持って接していくかというのは、本当にこういう市町の課題だと思うんですよね。ただでさえ過疎化で高齢化が進んで、大人と子どもの距離ってすごく離れていくんですよ。その中で、大人がどうやって次の世代とかかわるか、すごく重要課題だと思っているんです。端的に試食会というものじゃなくて、僕の中ではそっちの部分が大きい課題だと、すごい光があるもんだと思って前回、提案させていただいたので、何とぞ前向きに検討いただければ、一つで三つ、四つができることを証明できるかなと思っています。タブレットを僕、PTAでいろいろ、子どものスマホなりブロードバンドなり、いろいろ勉強しておるんですけど、やっぱりここも親と子どもの距離、学校の先生と子どもの距離ってすごくあると思うんですね。スマホのリスクってかなりあるんですけど、僕も子どもの友達とSNSでつながっていますが、端的に言うて危ないなと思います。皆さんもちょっと勉強されているかとは思いますが、自宅の近所の写真を撮ったらばれるとか目に映り込んだ郵便物の住所で住所がばれるとか、そういうことが今すごく懸念されていて、安易に中学生が高校のパソコンの中に入って入試問題を抜いたりとかいうふうな世の中がなっているんで、これも僕らよりはるか先に子どもは進んでいる。発想力、確実に大人化している。そういう世の中で、こうやって先進的に僕らより先に子どもにタブレットを配布してくれるのは、国もなかなか、ちょっと見る目が変わってきたなとは思っているんですけど、ぜひその辺の安心・安全の部分、子どもを守る。そして悪い大人もいるという教育も同時にやってほしいなと思います。タブレットもそうですけど、東部3町村でも電子黒板の導入

まで検討いただいて井手町では導入されていますし、教師の労働削減にもなりますし、非常に便利なものだと府教委からも聞いていますので、また検討をよろしくお願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

答弁。

◎ 8番（坂本 英人）

していただけるのであれば。

◎ 議長（廣尾 正男）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

給食の試食のことですけれども、私は給食の試食だけではなくて、例えば給食というのは、いわゆる学校におりましたら学校の教育活動の一環ですから、例えば実際に子どもたちが配膳しているところとか子どもたちが食べているところとか、そんなところを見ていただいた後に試食していただく、これはより効果があるんじゃないかなと思います。と言いますのも、給食は食を通じたコミュニケーションとかバランスのとれた食事とか、あるいは食を大切にすること、感謝すること、こういうことを大きな狙いとしていますから、そんなところをやったり、子どもらはこんな食べ方、給食でどんなことを学んでいるかなということもありますので、ぜひ参観と試食のセットで来ていただけたらと、現場としては思います。それからタブレット端末のところですけど、確かに議員がおっしゃるようないいことばかりではないんです。先ほども言いましたように課題と言いますか、課題とまでは言いませんけれど、まず一つは児童生徒、子ども自身がICTの活用能力、これを養っていかんことには使いこなせない。その前に、教員がICT活用をしているわけですが、これを養っていく必要も当然あります。それから一番大事なのが情報モラルだと思います。情報モラルが高まっていなかったら、これは本当に危険です。だから、この情報モラル教育と並行してやっていくことが大事だと思っております。それからセキュリティがどうだとか、機器等の管理はどういうふうに処理するかとかも含めて、一緒に考えて、セットで考えていきたいと思っております。いずれにしても、タブレット端末一辺倒では、それでは人間としてのよりよい姿とか、いわゆる他人を思いやる心とか、人だけじゃなくて物を大切にすることとか、そういうこと、豊かな人間性も育てながらタブレットというかたちでやっていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

これで、一般質問を終わります。暫時休憩します。15分から再開します。

(休憩 10:57～11:15)

◎ 議長（廣尾 正男）

それでは時間が15分になりましたので、引き続き会議を再開します。いろいろ、日程等もありますが、一応日程第7の補正予算まで午前中でやっていきたいかなと思っていますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。日程第5、議案第1号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例の制定について及び日程第6、議案第2号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当基金条例の制定についての件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

議案第1号、2号、一括提案をさせていただきます。相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例制定の件について及び相楽東部広域連合会計年度任用職員退職手当基金条例の制定の件について、ご提案申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の退職手当の支給要件等を定めるために必要な条例及び会計年度任用職員退職手当の資金を積み立て適正に管理等を行うために必要な条例を、それぞれ制定しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

それでは議案第1号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例（案）並びに議案第2号、相楽東部広域連合会計年度任用職員退職手当基金条例（案）につきまして、ご説明申し上げます。先ほど連合長の提案理由でもございましたが「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、4月から任命が始まります「会計年度任用職員」の退職手当の支給に関し必要な事項、並びに退職手当の資金を積み立てるため、各条例を制定するものでございます。まず、議案第1号から概要説明をさせていただきます。議案第1号、議案書の2ページ目をお願いいたします。条文は全19条での構成となっております。第1条、本条例の趣旨は、相楽東部広域連合で任用する会計年度任用職員の退職手当について、必要な事項を定めることを規定しております。第2条、この条例により退職手当の支給対象となるのは、前回の議会定例会で可決いただいた「相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に規定するところのフルタイム会計年度任用職員であることを定めております。第3条でございます。この条例

における退職手当の支給要件を規定しております。具体的には、フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を超える勤務が18日以上ある月が引き続き12か月を超えてフルタイム会計年度任用職員として勤務する者が退職したときに支給するものとしております。第4条、死亡による退職等の場合、退職手当の支給を受けるべき遺族の範囲及び順位等について規定しております。第5条、退職手当の支払い方法、支払いの期日について定めております。次のページをお願いいたします。第6条から第8条までは、それぞれの退職理由・原因・勤続年数などによって異なります、退職手当基本額の算定について規定しております。次のページになりますが、第9条では、先ほどの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算方法などの規定となっております。第10条は、労働基準法等で定める解雇の予告をせずにフルタイム会計年度任用職員を退職させた場合の退職手当の支給についての規定となっております。第11条、退職したフルタイム会計年度任用職員が一定の期間内において失業している場合、その支給された退職手当の額がその者に雇用保険法の適用がされた場合、支給を受けることができた基本手当に満たないときの退職手当の支給について規定しております。次のページをお願いいたします。第12条から、さらに3ページ先になりますが第17条までの規定につきましては、懲戒免職処分など退職したフルタイム会計年度任用職員に非違行為があった場合、退職手当の支給の制限・支払いの差止めや、支給後であっても返納を命ずる処分ができる旨を規定しております。最後から2ページ目になりますが、第18条をお願いいたします。第18条では、先ほどの退職手当の支給制限、返納等を命ずる処分を行おうとするときは、公平委員会に諮問しなければならない旨を規定するものでございます。第19条では、この条例の施行に関し必要な事項は広域連合長が定める旨を規定しております。続いて、附則の部分でございます。附則第1項で、本条例の施行期日を令和2年4月1日と定めるものでございます。附則第2項からは経過措置についての規定となります。第2項でございますが、先ほどの条例第3条の説明におきまして「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を超える勤務が18日以上ある月が引き続き12か月を超えてフルタイム会計年度任用職員として勤務する者が退職したときに退職手当を支給する」と規定しておるところでございますが、この規定により勤務した月が6か月を超えた場合には、当分の間、第3条の要件を満たすものとしたしまして、勤続期間を1年として計算した退職手当の100分の50を支給すると定めるものでございます。つまり、6か月以上1年未満で退職した者につきましても1年分の退職手当の半額を支給するといったものでございます。第3項から第5項につきましては、当分の間、それぞれの規定により計算しました額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額を退職手当の基本額と定めるものでございます。なお、本条例の規定につきましては「国家公務員退職手当法」並びに京都市市町村職員退職手当組合の「京都市市町村職員の退職手当に関する条例」と同様の取り扱いとなっております。引き続き議案第2号、相楽東部広域連合会計年度任用退職手当基金条例（案）について、ご説明申し上げます。議案書第2号の2枚目をお願いいたします。第1条でございます。設置、先

ほどの会計年度任用職員の退職手当の資金を積み立てるため設置する旨の規定でございます。第2条、積立て、基金に積立てる額は予算で定める額とするものでございます。次の第3条から第5条までは、基金の管理・運用益の処理の方法・繰替運用について規定しております。第6条では、この基金は会計年度任用職員の退職手当の資金に充てる場合に限り処分することができるかと規定するものとなっております。第7条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める旨の委任規定となっております。最後に附則の部分でございますが、本条例の施行日を令和2年4月1日と定めております。以上で、議案第1号並びに議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

これから質疑を行います。質疑については、一括質疑で行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので申し添えます。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案の順に討論、採決を行います。まず議案第1号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例制定の件についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

討論なしと認めます。これで、討論を終結いたします。これより採決します。議案第1号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（廣尾 正男）

挙手全員です。したがって、議案第1号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第2号、相楽東部広域連合会計年度任用職員退職手当基金条例制定の件についての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（廣尾 正男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第2号 相楽東部広域連合会計年度任用職員退職手当基金条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

◎ 議長（廣尾 正男）

挙手全員です。したがって、議案第2号、相楽東部広域連合会計年度任用職員退職手当基金条例制定の件については、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第3号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額10億1,492万円に歳入歳出それぞれ1,768万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,723万7,000円とするものでございます。今回の補正は、和東町学校給食センター空調設備工事等の事業確定に伴い減額補正をお願いするほか、事業の精査により補正をお願いするものでございます。また、合わせまして、一般廃棄物処理基本計画策定事業に係る経費につきまして繰越明許費を設定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

議案第3号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。それでは、予算書の1ページをご覧ください。先ほど連合長の提案理由でもございましたが、今回の補正は第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出、それぞれ1,768万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ9億9,723万7,000円とするものでございます。同じく第2条で、繰越明許費に係る規定を行っております。予算書の6ページ、第2表をお願いいたします。現在、環境課で発注しております、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託が年度内の業務委託期間中に完了す

ることが困難となったため、繰り越しの承認をお願いするものでございます。内容はこちらの表のとおり、予算科目、4款衛生費、1項環境費、事業名、一般廃棄物処理基本計画策定事業、金額は725万8,000円、計画策定に係る委託料となっております。それでは引き続き、歳入からご説明申し上げます。予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金のうち各町村からの負担金で1,754万円を減額し、次の衛生費での歳出に係ります、2項分担金として112万1,000円を追加しております。なお、町村ごとの内訳は13ページの説明欄に記載のとおりとなっております。次の3款国庫支出金につきましては、交付額の確定通知に基づき増減を行っております。各小中学校のトイレ改修工事に対し交付を受けております、4款府支出金につきましては当初予算計上時、従前からの未来づくり交付金を見込んでおりましたが、本年度から「京都地域連携交付金」に制度変更が行われたため、12月に提出いたしました要望額に基づく補助金額への増減を計上しております。次に歳出でございます。予算書の14ページ以降になります。あわせてお配りさせていただいておりますA3判の補正予算資料では3ページから5ページまでに詳細な内訳を掲載しておりますので、あわせてご覧いただければと存じます。各予算科目に共通する内容といたしまして、19節の負担金、補助及び交付金に計上しておりますのは、人事院勧告などによりまして構成町村からの派遣職員に係る人件費が増減したものでございます。また、先ほどご説明いたしました3款国庫支出金並びに4款府支出金の増減に伴い、財源の組み替えを行っております。その他の部分につきましてご説明申し上げます。予算書14ページの中ほどになりますが、4款衛生費、1項環境費、1目の環境総務費で、年度内の業務発注が困難となりました地球温暖化対策実行計画策定業務に係る委託料437万4,000円を減額しております。同じく衛生費の2項清掃費、2目塵芥処理費では、11節の需用費で焼却施設の休炉に伴う契約電力の見直しにより、電気代150万円を減額するものと、13節の委託料では、これまでの実績に基づきまして、粗大ごみの中間処理に係る委託料などの不足分336万6,000円の増額を計上いたしております。次に予算書では16ページ、17ページになります。5款教育費の2項小学校費と、次の3項中学校費では、各小中学校のトイレ改修工事や校務用パソコンの更改など監理業務委託料などの関連経費も含めまして、入札執行により生じた請負減などの減額を行っております。次の予算書18ページ、19ページでも、和東町学校給食センターの空調設備工事の完了により、請負減による残額などの減額を行っております。以上、簡単ではございますが、補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎ 議長(廣尾 正男)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 畑議員。

◎ 7番(畑 武志)

今回は減額補正、減額ということで、特に聞くことはないんですけども、この第3号の資料の中の5ページ、給食事業費、給食センター運営経費で、工事請負費が640万円、減額されております。これは給食事業費の総額が七百何万とか、そこから和東町の給食センター運営経費、工事請負費が640万円、これは空調設備ですけど、これは、工事はいつごろ完成したんですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼いたします。和東町給食センターの空調設備工事ですけれども、学校の給食業務を行わなくてよい夏休み、7月、8月を利用して工事をさせていただいております。

◎ 7番（畑 武志）

議長。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

工事期間が7月から8月、完成したのは8月末ですか。それで、私が聞きたいのは、こういう質問、前のときも言いました。工事期間が終わりました。それで、3月まで減額しませんでした。それで、うちは11月議会があったわけでございます。なぜ11月に減額されなかったのか、ということをお私、前のときも同じことを聞いたんです。それで何を、私の言うことを聞いていただいたのが、何だったのかわかりません。何を言っているんだというように思われたかもしれませんが、その都度その都度、やはり変えていく、やっていくのが本来の姿だと思うのです。それについて教育課長、どうですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼いたします。今回の補正によりまして工事関係、小中学校ではトイレとかも減額をさせていただいております。こちらですけれども、補助金と交付金、国からの交付金を受けて工事を施工している部分がございます。入札によりまして、請負減も発生しております。そして、工事が完成してから国の方に実績報告を上げさせていただいております。

実績報告によりまして事業費が確定していくことになっておりますので、実績報告で交付金の額が確定しましたので、今回の時期に補正を上げさせていただいた次第でございます。

◎ 7番（畑 武志）
議長。

◎ 議長（廣尾 正男）
7番 畑議員。

◎ 7番（畑 武志）
僕はもう、これでいいですけどね、交付金の決定が遅かったと、このようにとってよいですか。それとも、完全に終わった時点が11月の議会までに間に合わなかったのか、間に合っているはずと思うんです。そうしたらこれ、同じことばかり言うたら、また同じことを言うてるやないかと言われますからね、これ以上言いませんけどね。今後、やはりそうしたことも十分踏まえた中で進めていただきたい。このように思います。終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）
ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（廣尾 正男）
討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより、採決します。議案第3号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（廣尾 正男）
挙手全員です。したがって、議案第3号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩します。1時から再開します。

（休憩 11：45～12：58）

◎ 議長（廣尾 正男）

全員そろいましたので、ちょっと時間は早いですが、始めさせていただきます。休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第8、議案第4号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計予算について、議題といたします。提案理由の説明を求めます。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

令和2年度相楽東部広域連合一般会計予算について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算は歳入歳出、それぞれ8億7,715万1,000円と定めるものでございます。歳入につきましては、各町村からの分担金及び負担金8億1,536万1,000円を主な財源としております。前年度予算と比較いたしますと、8,327万2,000円の減となっております。減額となりました主な要因といたしましては、事務用及び校務用パソコン更新のための機器購入や相楽東部クリーンセンター休止に伴う清掃業務、和束町給食センター空調設備の工事などが完了したことによるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

失礼いたします。それでは議案第4号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計予算につきまして、ご説明させていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。令和2年度当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億7,715万1,000円と定めるものでございます。連合長からもございましたが、前年度当初予算額との比較では8,327万2,000円、8.7%の減となっております。それでは、予算書とあわせて3番の資料に基づきまして、前年度との比較で大きく変わった箇所を中心に簡単にご説明させていただきます。まず予算書では15ページ、資料では4ページからになります。なお、全体的な共通事項といたしまして、本年の4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、これまではアルバイト賃金や嘱託職員手当として予算計上しておりましたものが、フルタイム会計年度任用職員につきましては給料並びに職員手当等、パートタイムについては報酬並びに職員手当等での予算計上に変更となっております。また、地方自治法施行規則の改正により今回の当初予算からは、これまでの7節賃金の科目が廃止されまして、8節報償費以降の科目について、それぞれ節の番号が繰り上がっております。予算書15ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、前年度との比較では794万6,000円の減となっております。詳しい内訳は予算資料では5ページの中ほどあたりの12節委託料から17節備品購入費において、令和2年度でのネットワーク機器更新などに係る経費を計上させていただいておりますが、この3月までで完了いたし

ますホームページの更新業務委託料と財務会計システムのライセンス使用料、また、windows 7のサポート終了に伴う事務用端末の購入費用などが減少しておりますことなどが要因となっております。次に予算書、21ページの下段をお願いいたします。4款衛生費の1項環境費、1目環境総務費、本年度予算額1,415万5,000円、前年度比756万2,000円の減となっております。要因といたしましては、予算資料の10ページをご覧くださいますと、上段、12節委託料において繰り越しにはなっておりますが、一般廃棄物処理基本計画策定業務の費用が減少したことなどによるものとなっております。次に予算書、25ページの上段をお願いいたします。同じく4款衛生費の2項清掃費、2目の塵芥処理費では本年度予算額2億2,634万5,000円、前年度との比較で1,753万円の減少でございます。予算資料の11ページをご覧ください。民間委託に伴いまして、事業を細分化した予算計上に変更させていただいておりますが、大きな要因といたしましてはこの資料、11ページの一番上の委託料に計上しておりました、クリーンセンターの休止に伴い必要となった清掃等に係る費用が減少したことなどとなっております。なお、特定財源といたしまして、持ち込みごみに係ります一般廃棄物処理手数料など615万円を充当しております。続きまして同じく予算書、25ページの下段になりますが、3目の施設整備費では本年度予算額2,688万1,000円、前年度比で2,024万6,000円の増額となっております。資料では、13ページの上段になります。資料の13ページ、上段のテールアルメ擁壁安全対策等調査事業で計上しております、12節の土壤汚染調査業務委託料、並びに次の13節の監視システムの使用料によるものでございます。なお、特定財源として、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金2,429万9,000円を充当しているところでございます。次に予算書、27ページの中ほどからは教育費になります。5款教育費、1項教育総務費の2目事務局費では、本年度予算額8,242万6,000円、前年度比で531万円の増額となっております。事業ごとの内訳を資料の13ページに掲載しております。資料、13ページの中ほどになりますが、一般職員人件費では各町村からの派遣職員人件費返還金が564万2,000円減少し、次の事務局諸経費では、会計年度任用職員への移行に伴い、これまで3目の義務教育振興費で計上しておりました指導主事2名分の人件費をこちらの科目で計上したこと、並びに資料では次の14ページ、下から2つ目の科目になりますが、17節の備品購入費において公用車2台の購入費用を計上したことなどによりまして、1,095万2,000円の増加となっております。続きまして予算書、29ページをお願いいたします。3目の義務教育振興費では、本年度予算額が1,533万5,000円と前年度より795万4,000円の減となっております。こちらの内訳は資料の15ページをご覧くださいますと、15ページの上段、特別職人件費におきまして先ほどの指導主事2名分の人件費が減少したことによりまして、518万7,000円減少し、次の義務教育振興諸経費でも12節委託料にてセキュリティ対策等構築作業委託の完了によりまして273万7,000円が減少しております。次に予算書、31ページからは2項小学校費となります。31

ページでございますが、1目笠置小学校管理費では、本年度予算額5,173万1,000円、対前年度比674万6,000円の増となっております。増加の要因といたしましては、資料の19ページをご覧くださいますと、上段の14節工事請負費でございますが、前年度のトイレ改修2期工事は完了しましたが、本年度は空調設備工事の費用を計上しております。これが増加の要因となっております。また、この資料の19ページ、説明欄の上から2行目でございますが、予算科目といたしましては前のページの12節委託料になりますが、令和2年度中での策定が必須となっております、学校施設の長寿命化計画策定業務に係ります費用を計上いたしております。なお、この計画策定につきましては他の小中学校でも必要となっており、各校の管理費において予算計上させていただいております。なお、特定財源といたしましては教職員の給食費など81万9,000円を充当しております。次に予算書では35ページからになります。同じく小学校費の2目和東小学校管理費では、本年度予算額3,693万2,000円、前年度比2,138万2,000円の大幅減となっております。こちらの減少要因といたしましては、資料の22ページをお願いいたします。資料の22ページ、上段の14節工事請負費でございますが、本年度もトイレ改修の第3期に係る費用を計上させていただいておりますが、前年度の第2期と比較いたしまして、2,362万2,000円と大きく減少したことによるものでございます。特定財源といたしましては、学童保育に係る教育施設電気使用料など38万6,000円を充当しております。続きまして予算書の37ページ、下段からの3目南山城小学校管理費では、本年度予算額は3,712万9,000円で前年度より260万3,000円の増となっております。こちら資料では23ページになりますが、10節需用費の修繕費で校舎屋根のシール打ち替えなどの費用や、資料の24ページ、12節委託料で先ほどの長寿命化計画策定業務の費用を計上したことによるものでございます。続きまして予算書、41ページからは各小学校の教育振興費になりますが、各小学校の教育振興費では、新学習指導要領での教科書変更に伴います教師用指導書の購入費用をそれぞれ17節の備品購入費において計上させていただいております。続きまして予算書、47ページからの中学校費をお願いいたします。3項中学校費の1目笠置中学校管理費では本年度予算額5,983万円、前年度との比較で1,901万4,000円と大幅な減額となっております。資料では32ページになりますが、32ページの一番下から次の33ページにかけての14節工事請負費において、笠置中学校でもトイレ改修の第2期に係る費用を計上しておりますが、前年度の第1期と比較いたしまして2,008万2,000円と大きく減少したことによるものでございます。続いて、予算書の57ページをお願いいたします。57ページからは社会教育費になります。4項社会教育費、1目の社会教育総務費、本年度予算額2,588万9,000円は前年度との比較で413万6,000円の増となっております。資料の42ページ、一番下をお願いいたします。社会教育事業の和東町事業において地域学校協働活動に取り組むため、新たに雇用する社会教育主事1名分の人件費が計上されたことなどによるものとなっております。特定財源は、府補助金の家庭教育支

援基盤形成事業補助金など335万6,000円を充当しております。次に予算書の59ページをお願いいたします。2目社会教育施設費では本年度予算額1,376万3,000円、前年度との比較では66万6,000円の減と全体では大きく変わっておりませんが、事業ごとの増減がございます。資料の50ページをお願いいたします。資料の50ページでございますが、笠置町中央公民館の廃止によりまして、笠置町公民館運営諸経費の予算科目も廃止となっております。次の笠置町図書室運営諸経費では、これまで社会教育総務費の社会教育事業、笠置町事業で一括計上しておりました図書室業務に係る人件費を計上したため、前年度比では236万9,000円の増となっております。また、資料の51ページ、上段でございますが、和束町体験交流センター図書室運営諸経費では、17節の備品購入費で図書情報システムの更新に係る費用などによりまして、前年度比273万2,000円の増となっております。次に予算書の65ページをお願いいたします。5項保健体育費の2目給食業務事業費では、本年度予算額8,565万4,000円、前年度との比較では3,958万2,000円と大きく減少しております。資料の56ページでございますが、和束給食センター運営諸経費におきまして、空調設備工事の完了によりまして、次の57ページの上段になりますが、14節工事請負費で3,487万4,000円の減少と、同じく資料の57ページ、下段になりますが、南山城村給食センター運営諸経費の17節備品購入費が前年度の真空冷却器などの購入費用725万8,000円が減少したことが要因となっております。なお、特定財源といたしまして、各小中学校の教職員給食費など1,504万9,000円を充当しております。最後に予算書の67、68ページをお願いいたします。6款公債費、1項公債費の1目元金では、本年度予算額1,590万7,000円、前年度比では725万4,000円の減少となっております。内訳につきましては資料の58ページ、中ほどをご覧ください。クリーンセンター分の平成27年度までの許可債が、令和元年度の前期で償還が終了したことにより減少したものとなっております。以上、簡単ではございますが、令和2年度一般会計予算の概要説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

議長、今回、今、私がお聞きするのは、この一般会計予算について、質疑的なことではございませんが、今コロナ肺炎球菌、コロナ肺炎というような問題が生じていますので、学校教育課へそのことについてちょっとお聞きしたい。発言、許していただけますか。

◎ 議長（廣尾 正男）

はい。許します。どうぞ発言してください。畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

議長。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

教育長、昨日でございましたが、安倍総理は小学校、中学校、高校、特別支援学校の授業を3月2日から春休みまで、休校を要請すると、このようにおっしゃいました。きょうの午前中、教育次長がそのことに対応しておられたと、このように思います。それで刻々と情勢が変わってくると思うんです。そして、コロナ肺炎で亡くなられた方に対してはお悔やみ申し上げますし、また、肺炎になられた方についてもお見舞い申し上げたいと、そこで教育長にお尋ねするんですけど、きのう、そうした連絡があったわけですが、現場をあずかる教育長としてはどのように対応されているのかお聞きしたいと、このように思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

議員ご指摘のように、昨日、新型肺炎対策におきましては3日前に基本方針が出まして、その基本方針に基づいて校長を呼んで、校長会等で確認しながら調整しております。ところが、昨日の夜のニュースに、我々も全く想像していなかった公立の小学校、中学校、高校、それから支援学校の臨時休校を要請ですね、政府から指示はできませんので、要請というかたちで夜のニュースに流れまして、私もびっくりしまして、早速対策をとということで、今日、実は午前7時半に校長を集めまして臨時校長会をやったところです。ご指摘のように政府が、3月2日から春休みに入るまでを臨時休業にという要請が入りました。この時期ですから、連合教育委員会におきましても、この要請を全く受けないことは当然できませんので、ただ文科省の要請と、それを受けて京都府教育委員会もこれを、方針を出して、こちらは今後出てくると思っております。現段階、午前中の段階では、まだ正式に文科省からの通知とか通達とかは、まだ私もお目にはかかっておりません。多分、帰ったら出てきているのではないかと思っております。一番これ、3月2日というのは、仮に臨時休業に入るとしても、ちょっと準備に無理があるかなと思います。まず保護者の方が降ってわいたような話ですから、それが二、三日の休みだったらよいのですけどね。長期にわたったらやはり保護者の準備もありますし、理解してもらわねばならないですし、

とりわけ休みになることによって、外出はだめだ、自宅でとかいうことになってくるんですね。両親がいわゆる共働きの家なんかは本当に大変なことだと思います。そのあたり、我々もいろいろと教育課程の問題とか、それからそういう家庭の状況とかも踏まえて、できるだけ状況を考えながら、休業期間中を検討はしていきたいなと思っております。だから3月2日から春休みまでということはちょっと、連合としても、きょうも多分することはないと思うんですけど、無理ではないかなと思っております。いずれにしましても、やはり保護者の理解ですね。そこは大事にしたいと思っております。当然、日々の状況が刻々と変化しておるところですから、随時、学校現場と連絡をとりながら対応、通達、遅れないように対応するようなところで考えておるところです。一番の懸念となります卒業式ですが、これも通常どおりにはいかないと思います。時間短縮とか、あるいは出席者の問題とかも含め、いろいろ整理しながら一番よい方法をこれから考えていきたいと思っております。いずれにしましても状況が変わりつつありますので、臨時休業となったときも、3町村には連絡と、保護者の方にも連絡、ここは徹底してやっていきたいと、今のところは考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

はい。7番 畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

これは、時間は時間で刻々と情勢が変わっていくことは理解いたします。これ、今ちょっとわからないのは、文科省から要請があるならわかる、トップダウンの形式でいって。文科省は二の足を踏んでいるように思うんです。要請するということは、絶対に受けなくてはならないものであるのか、当然それには、教育長はおそらく反発されないとはいえませんが、私の考えは要請なら要請、いや、うちはそれはできませんと言うことができると思うんです。それでもう一つは、保護者がどこまで怒涛に迷う、例えばですよ、共働きの家族、奥さんが働いている。それで、これが、旦那さんは正規の会社員だったとする、女性の方はパートで何とかしてやりくりをしておられる家庭が何戸かあると思うんです。それが、こういういきさつの中でやってしまったら、仕事もなくなるでしょう、当然。それをほうっておいて、子どもを留守にして行くことなんて、これは考えられません。余りにも無責任です。あとの責任は私が持ちますというような発言もされておりますけども、何らそれに対してこういうことをやるということ、何もないです。これは今見ていたら、我が人気落ちてきたらやっているだろうと、このように思われて、こういうときに、そういうことを考えること自体がおかしいと思うんです。それはそれとして、教育長がここでどのように判断されるのか。今、千葉県の千葉市は受け入れられません。そのままやりますというようなことをやっておられます。京都府教育委員会がどういう対応をされるのかちょっとわかりませんが、この辺が教育長、難しい判断だと私は思うんですよ。子

どもをひとりにしておいた中で学童はだめ、それからもっと、保育園でもそうでしょう、特別支援学校でもそうでしょう。これは余りにも無責任だからね、これはどこかでやはり声を大にして発言してもらおうのか、それはちょっとおかしいですよと言うような場所を持ってもらって、保護者の考えを聞いた上ですよ。保護者がオーケーならそれはそれでよいですわ。やはりそういうことも耳にした中で判断していただきたいと、このように思います。だから、教育長がどうのこうのと言うんじゃないんです。これはやはり日本全国、そういう指令を出したら、それはそうなるかもしれませんが、余りにも怒涛に迷うようなことを、突然回ってきてはいけませんよ。教育長の思いだけ聞かせてください。私のことに対して、どうのこうの言うことじゃございません。もう一回言ってください。

◎ 議長（廣尾 正男）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

畑議員のおっしゃるとおり、教育委員会事務局もびっくりしています。きょう、集まった校長も降って湧いたような話ということで、一番は現場が混乱していること。それで、やはり我々は振り回されたらあかんとはいつも感じます。今回も政府の要請ということで、政府の要請には法的な根拠がないんですよ。政府からいわゆる文科省の通知とか通達とか、そこから正式に出しています。だから、きょう帰ったら文書がどういうかたちで来ているのか、まず確認する必要があります。ただし、要請ですから、これを全部丸のみしてやる必要は全くないと思っています。最終的に臨時休校どうのこうのを決めるのは、いわゆる地方公共、我々教育委員会、市町の教育委員会です。だから、要請とそれに基づいた府教委の方針が出てくると思います。これからね。それを受けて、では連合としてはどういうかたちが一番よいただろうと、こういうところで整理していきたいなと思っております。それから、保護者のことにつきましては本当に子どもも心を痛めるところです。特に低学年、1年生、2年生、お年寄りもない場合はどうするんだというね。きょうの校長会でも一番気になっているところです。ここはやはり大事にしていきたいなと思っております。ちなみにそれぞれの学校で、ちょっとここの両親が、不在になるところが何軒あるとかですね、そこにはやはり担任とか加配とかがきちっと対応していくとか、休みに入っても、そことのつながりは余計に大事にできたというふうなことを今、考えているところです。いずれにしましても、要請そのものをそのままではなくて、連合なりに整理させてもらって、万全を尽くしていきたいと考えております。子どもとともに親もしっかりと考えた上で対応しようと思っております。よろしく申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

最後にしますけど例えば、先ほど教育長に答弁いただきました。これ、3月2日から夏休みまで休み。そうすると5年生は、それで5年生の評価は終わりですから、当然あと一月そこそこ、二十日前後あるから、まだ消化していない教科もあると思うんです。それをどのようにカバーするのか、これは教育現場も非常に難しい問題だと思います。5年生しかり、小学校3年生、4年生。全部同じことだと。中学校にしたって同じことだと。特に中学生になってきたら進学問題が控えていますから、それだけのハンデがなくなる。それは全国、そういうかたちだと同じことですがね。やはりハンデを負うことになる。それで、最後に教育長、これだけはお願ひしておきます。いかに、教育長は京都府から、上からそういうことをしなさいと言われて、要請ですから、あくまでもそうしてくださいよということですから、いや、うちは断りますと言われるのか、受けられるのか、これは非常に難しい判断と私は思います。これは十分に熟慮した中で考えていただきたいと。このように思います。終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

坂本です。教育振興費の事務諸経費の中に、18節負担金。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員、何ページですか。

◎ 8番（坂本 英人）

資料、14ページです。予算書、3ページ。教育振興費の中の18節負担金、補助及び交付金の中にいろいろ、連絡協議会とか体育協会とかとあるんですけど、こういう会議に負担金を払っておられますけれども教育長、こういう会でどういう情報共有とかされる、されますかね。というのは木津川市教育委員会で、木津南中学のPTAから、PTA会費を納めますよね。その納めたお金をPTAに移すときの、その個人情報の取り扱いについてクレームというか、抗議された保護者が、PTA会員の人がいらっしやった。その中で、その木津南中のPTAの中、保護者役員会の中で来年度、PTAに参加しますか、退会しますかという文書が一斉に流されたそうなんです。僕が言いたいのは、PTAの中の問題と、学校側の問題があると思うんです。末端の保護者が全然知らない中でそれが決まっていきなり通達が来た。それで、学校もすぐ文書を流しちゃったと。そういうときに教育委員会は、どういうふうに指導なり何か入る手だてはあるんですか。情報共有だとか、

例えば、今回は市の教育委員会にそのクレームを入れるという経緯があったので、教育委員会から何か指導をして、学校がそういうふうに判断したのか、それとも学校だけでその判断をしたのか、するべきなのか、その辺についてお伺いしたいと思ひまして。あとは情報共有があるのか、ないのか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

P T Aと学校の関係、これは例えばP T Aに入るか入らないかも含めて、これについては、それぞれの学校とP T Aのやりとりの中で、教育委員会としてはこういうスタイルでやりなさいとか、ここまではとかいうような指導もしておりません。今までそこではトラブルとか、どうのこうのとかは教育委員会に入ってきておりませんので、町では、P T A参加云々の問題もあって、その前に所属どうのこうのという問題も当然出てきますよね。連合管内のP T Aについては、そういうところが課題として挙がってきておりませんので、仮にそういうことがあったら教育委員会としては、いわゆる社会教育を管理する立場として指導に入ったり相談に乗ったり、これらはしていきたいと思ひます。今のところ、そんなところですよ。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

何ていうんですかね、どこまでの権限が教育委員会にあるかは、僕もちょっと難しいところだと思うんですけど、今回そのクレーム、そこに入れに行ったという経緯があるということなので、もし東部3町村でまだP T A廃止論は薄いと思うんですけども、もしそういう話があれば、一回かみ砕いて考える時間をみんなで持てるような対応をしていただかないなと思ひますので、情報共有ということで思ひいただければなと思ひます。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。鈴木かほる議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ごみ処理の関係のところですよ。

◎ 議長（廣尾 正男）

何ページですか。

◎ 6番（鈴木 かほる）

資料の11ページです。11ページの中ほどにごみ処理、処理事業とありまして、その10番の10節、そこに消耗品、指定ごみ袋購入代とあるんですけど、2月の「れんけい」でちらっと見たような気がするんですけども、いわゆる他プラ。他プラがどうも、何かごみ袋をこれから買わなければならなくなるような話ですけど、この他プラがいうたら、買うということは有料になるわけですが、そういうことについてこの議会の中で今まで論議されたことがあるのか、こういうことになった経緯をちょっと知りたいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

鈴木議員の、ごみ袋購入代につきましては、今回、令和2年度の分の生ごみなど、プラスチック包装容器ごみ、あと今回導入いたします、その他プラの分別収集用のごみ袋として購入する予定の予算を計上しております。それで既に12月議会でその他プラの包装容器のごみ袋についての導入については予算を認めていただいて、今、提示しております、若干予定より納品が遅れるというような話も聞いておりますけども、3月中には各町村に配布を予定しております。そういう状況になっております。それで、このその他プラの袋の導入につきましては、ごみの分別を徹底して、減量化を図るための目的として取り組むものでございます。また、この部分については有料化という話ではなくて、あくまでも家庭でごみを出す際に入れていただく袋、そういったものの置きかわりになりまして、逆に言うと費用的にも、普通のビニール袋をご家庭で購入いただく費用よりも、連合で購入しているごみ袋の方が負担が多いので、いわゆるただのごみ袋の今までの購入していただいた袋の置きかえという、差しかえで分別しやすい目的のために導入するものでございます。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ごみの収集はずっと続いているわけですけど、なぜ今になって分別というか、他プラの袋が必要になってきたのか、そこのところを知りたいです。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

12月議会でもお答えさせていただきましたが、今、プラスチックごみそのものは世界的にも、あと日本の中でも非常にその取り扱い、プラスチックごみそのものが輸出されていた経緯から、昨年から特に輸出先になっていました中国をはじめ、東南アジア圏域でその引き取りが今、とまっております。それで、この処分と資源ごみとしての取り扱いであったり、処分の方法が国内でも非常にだぶついているというんですか、処理がとまっているのが現状です。それでうちでは今回、プラスチック包装容器ごみというので透明な高い印刷の袋を使っていたと思っていますが、その中に非常にその他プラスチックが混入して非常に処分の手間がかかるということですかね、いわゆる処理費として中身の出されたごみの分別を再度、再処理中間管理施設のところで人手間をかけて分別しなければ再資源化ごみに出せない状況になっておりますので、できるだけそういった部分のごみの徹底、あとごみの減量化で今、連合そのものがごみの処理を他県にお願いして、ご理解いただいてごみ処理をしている状況の中で、持ち込みするごみの処理をどれだけ努力をしてやっていくかが、各自治体の取り組みの中で求められているものでございます。そういった意味も込めまして、改めてごみの分別収集について住民の方々にもご協力いただくという目的で、今回、新たにごみ袋として導入をお願いしようとしているところでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

ちょっと緊急ですので、ただいまより10分、55分まで、ちょっと休憩します。ちょっと教育長、出てください。結構です。ちょっと、暫時休憩します。ちょっと対応してください。

（休憩 13：46～13：53）

◎ 議長（廣尾 正男）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。緊急といたしますのは、今のコロナの関係の対応で電話がかかってきましたので、その横の連絡を早急にしていかないとあかんというような事態が起きましたので、一時ちょっと連絡をさせてもらったので、えらい申しわけないと思います。ご了承願いたいと思います。

◎ 教育長（西本 吉生）

すみません。ごめんなさい、一言よろしいですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

よろしいですか。

◎ 教育長（西本 吉生）

議会、中断しましてごめんなさい。

◎ 議長（廣尾 正男）

許します。

◎ 教育長（西本 吉生）

議長のお許しが出ましたので、いつから休みに入るかを今、調整しておるところです。それで、実際に府教委から方針が出てきまして、それに基づいてうちも、あと近隣の木津川市、精華町の動き等も踏まえて、やりとりをしていて申しわけなかったです。今の段階では、入るのは3日から。終期はそれぞれ、ちょっとばらばらです。だから、連合は連合なりに最終、考えたいと思います。いずれにしましても先ほどもありましたように3月、このまま春休みに入るようでしたら、教育課程の問題も出てきます。積み残しを送ったら次の学年は大変になります。4月から前の、3月の授業からやっていかんとあかん。だからできるだけ短くしていきたいというところで、要請とは若干、うちとしては短目に考えているというふうに対応しますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。3回目です。鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

3回目、お願いします。先ほどからの、ごみの袋をかえて分別をきちっとするということですが、言わなくてもわかっていることだと思うんですが、一番肝心なのはそれぞれの住民がきちっと、どういうふうに入れたらよいかかわかることだと思うので、その方法をこれからしっかり考えていただかないと何もならないと思いますので、よろしくお願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

鈴木議員さんのおっしゃるとおりでございまして、今後今まで取り組み不足だった分別部分の啓発、啓蒙といったところの取り組みを3町村のごみ担当課と合わせて取り組んでいきたいと思っております。住民の方が排出しやすい、分けやすいということですかね、そういったパンフレット等なんかも今後作成を考えていきたいと思っておりますので、そういっ

た取り組みで、できるだけわかりやすい分別方法を啓発していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。予算書の34ページ。一番下段の工事請負費、2,066万4,000円と挙げられております。これ、資料は19ページになると思うんですけども笠置小学校の空調設備工事、これに2,066万4,000円という予算が出ています。笠置小学校、最後になったわけですけどもこれ、2,066万4,000円の内訳というか、どういう形態でつけられるのか、各教室を全部、空調をつけられるのか、個別につけていくのか、どういう形態なのか。ちょっとその辺、お聞きしたいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

笠置小学校空調整備工事費を今回、計上させていただきました。笠置小学校におきましては、半室編成でクラスを編成している関係で、普通教室が6クラスございます。6クラスを全て空調設備をつけていく考え方で設計させていただいております。ですが、各クラス少人数で編成されておることから、1つクラス一つの空間、1つの教室を、全て空調をきかすというのはやはり効率が悪い、無駄が多いということで、教室を空調きかすときだけ、半分に仕切るようなアコーディオンカーテンをつけます。アコーディオンカーテンをつけて、教室を半分に仕切って空調をきかすという考え方で今回、設計させていただいているところでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

今の答弁ですけども、6クラスということは、6つの教室につけると、それで、なおかつ運用は、その効率をよくするためにアコーディオンカーテンとかで半分に区切って使うと、それは結構ですけどね。教室を6教室というのはどうですか、教室だけか、保健室とかなんとかも、ほかにあると思うけども、職員室とかは今、ついているの。この辺も含めて説明してください。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

今、全校で行っております空調設備工事ですけれども、普通教室を整備するという
ことで進めております。今回、笠置小学校におきましても普通教室、6教室を整備
します。そして、合わせまして職員室、校長室ですけれども、こちらはこの2年
ほど空調の機械が故障ぎみということで効きが悪い状況になっております。部
品もそろわないということで、こちらの部分を今回、合わせて更新する考え方を
しております。なお、保健室におきましては過去、既に整備済みとなっております。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑はありませんか。高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

1番、高山です。先ほどの一般質問でもさせていただいた件ですが、資料の13
ページです。すみません。13ページの第2項、テールアルメの擁壁安全対策等調
査事業で、429万9,000円と挙がっているんですが、これは、先ほどの一般
質問でもさせていただいたところの調査を継続してやるということかなと思
うんですが、それでよろしいでしょうか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

テールアルメの安全対策等工事に係る予算計上でございますが、ご質問のあ
ったテールアルメの動態観測は、継続してさせていただけたらと思っております。
それにつきましては、今まで点として、隔年であったり、調査のいわゆるテール
アルメによる裁判の関係で必要になったときに調査をしたり、定点測量があ
ったんですが、今回、いわゆる現況調査を大学の先生にお世話になりまして、
させてもらいました。この動態観測をすることによって、常時観測をすること
によって、現状の地盤がどんなかたちで動いていっているのかが、いわゆる
点で観測するよりもわかるということで、今後まだ工事の対策方法が、先生
いわくマニュアルそのものがないということでありますので、そういった中で
検討を進めていく際に、段階を踏んで工事をしていこうと考えております。
そうしたときに、どれだけの土量を持ち出しするのがよいのか、当然全量
を持ち出してさせてもらったらよいんで

しょうけども、上には施設もございます。そんな状況もございますので、できるだけ工事費を削減できるような方法で安全対策を進めていきたいというところで、その動態観測を続けながら、状態を見ながら工事を進めていきたいと考えております。ただそれまでに今、今回、土壌対策汚染法に基づく、工事に着手する前に関係する土地の変状を行う場合にまず土壌汚染を確認しなければならない。これは法律上決まっておりますので、その部分について、まずできるだけ早い段階で調査を行いまして、できるだけ、土壌対策汚染法でいくと一般的に許可をもらえるのがやはり半年以上かかってしまうような話になりますので、できるだけその工期に短縮をかけたい、早くできるだけ工事の方向を決めていきたいと思っておりますので、そういったことでできるだけ今の観測業務も含めて早目に終結できるような、前倒しの取り組みを進めていきたいと思っておりますので、これが1年間認めていただいているから1年間、ずっと観測するというものではございませんので、またご審議いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

ということで、これから調査を受ける、やっていただくというところで、先ほどの一般質問、具体的にはご答弁いただけなかったんですが、大きく動いたときですね、土壌が。そのときの対応をとというのが具体的にご答弁いただけてなかったんですが、どうにかたちで地元の住民へお伝えされるのか、またどの時点で、どのような状況が発生したときにそういうお知らせをしていただけるのか、そのあたりを教えてください。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

今の動態観測の部分でございますけれども、それを使って警報、アラートを出そうということで今、先生ともお話をいただいて調整をいただいているところです。今の、現状の分析の土地の形と、あと今までの雨量の状況で変位する状況などを踏まえましてイエロー、レッドというような閾値を設定いたしまして、それに対してこちらに通報が入るような設定をしていただこうと考えております。それで、あわせてこちらの体制といたしましては、関係機関の連絡も当然、和束町の町道もございます。あと地域の住民の方で隣接の農地の関係者には既にこういった部分については連絡済みですが、ただ実際に今後、何らかの問題が起こった場合の連絡網としても取り入れて地域の方々へも連絡していきたいと思っております。現在、対策としましては立ち入り、町道としての通行禁止をしておりませんの

で、うちでは理解していただきたいということで、一応通行止めの看板といいますか、回避協力の看板を立てて、地域の方は回って、クリーンセンターの中を通っていただいて、今、通行いただいているような状況でございます。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

先ほどのご答弁の中で、段階的に工事を進めていただくということでございますが、これはやはり、この今の緩んでいる土壌を段階的に処理していくということでよろしいですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

最終報告のときに、その辺を先生のご意見をいただこうと思っております。それで、今聞いている中では、これの対策の方法としまして、いわゆる正論としてのマニュアルはないということで、対症療法をやっていかねばならないとおっしゃいました。一応、擁壁の変状、滑りが発生していますので当然、上部の擁壁の減量化は対症療法となりますので、どこまで取っていくのかも、様子を見ながら行っていきたいと考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑はありませんか。奥森議員。

◎ 9番（奥森 由治）

高山議員のテールアルメの関係で、関連で質問させていただきます。説明はわかりました。しかしながら3,000万円をかけて、いうたら先生に見ていただいて、どう対処すべきかというところまでが3,000万円だったと私たちは理解していると思うんです。だから一定、3月ごろに最終結論が出れば、その時点で一定、作業ですね。テールアルメを半分潰すのかという答えが出るもんだと理解しているわけです。費用対効果、連合長がおっしゃいました費用対効果の問題もありますし、もともとやはりテールアルメが変状を来しているので一刻も早く対処すべきと、安全を確保すべきというのが、このことの始まりですからね。いうたら、テールアルメの現状を一刻も早くとめたら、これはもう観測する必要もないじゃないかという、素人考えですけれども、その辺の見解はどうですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

当然おっしゃるとおりでございます、早く取り除くのが一番と思います。それで今、観測地点の方は当然地下の滑りを観測しておりまして、実際にその効果があったのかどうかの確認などをしながら、やっていけると思っております。それで、そのためにやはり継続して観測していく必要があるということで今、今回の予算を計上させていただいたと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

奥森議員。

◎ 9番（奥森 由治）

そうしますと3,000万円で最終報告が出て、一定のかたちをご説明いただくと。そやけども、土壌汚染の関係が出てきますね、次に。これを調査してやるのに今のご説明ですと半年ほどかかると、半年の間でも、まあいうたらこの現状を見ていたら、より安定的に工法を検討されるとおっしゃったと思うんですけども、その間、待つわけですね。その土壌汚染の調査をする間だけ待たないとあかんわけですよ。この辺の兼ね合いはどのようにお考えなのか、それは調査したら調査するほど、滑っているんですからよいとは思われます。ところが、懸念するのは調査費ばかり要ってね、3,000万円入れました。土壌汚染に1,000万円入れました。現状、また1,000万円入れました。もろうた金、なくなってしまうというぐらい心配をするんです。後へ後へ来たら。これから半年行って雨季が来て、大雨でも降るか何かして、ばたっとこけたらどうするんだって、そんなことは仮説ですのでお答えはできないと思いますけども、そういうことも考えたら、結論を早くいただいて、一刻も早く工事に集中すべきじゃないかと思うんですけど、課長が答えられるのか、連合長が答えられるのかわかりませんが、一言お考えを聞かせていただけませんか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

私も奥森議員と同じ思いでございますが、一刻も早く安全対策にかかれるように、私も頑張っていかなければならない、そういう思いは同じでございます。その工事にかかるに当たりまして、どうしてもやらなければならない、そういう法令でございますので、こ

れはもう避けて通れない。これはどうしてもクリアして次に進んでいかなければならないということでしたので、土地の推移を算段していただいて、すぐにこういう調査を完結していただいて、一日も早く安定させることができるように進めてまいらなければならないと考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）
奥森議員。

◎ 9番（奥森 由治）
おっしゃることはよくわかりますよ。それだったら1,000万円をかけんと、土壤汚染だけでもよいんじゃないかと、極論から申しますとです。そういう理屈にならないのかと、もう答弁は結構です。もう終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）
ほかに、杉岡議員。

◎ 10番（杉岡 義信）
杉岡です。児童館のことでちょっと確認というのかな。聞かせていただきたいと思えます。児童館においてはいろいろと話の中で、出ております。そしてまたことしが移動という、引っ越しですか、される。それで、この22の中にいろいろな事業があります。その中で、引っ越しして子どもにそういう狭い思いをさせない。もうそれがしっかりやれるのか、そういうところでもまた聞かせてほしいのと。これから、これは後で連合長にまた答えていただきたいですけども、その児童館においてはもう、からになるわけですね。また物置とか、そういうかたちになると思うんです。そのままほうっておくのか、もう子どもがその近辺で遊ぶ以上は、また次が危険なので潰すのか、そうしたら潰す費用がどれぐらいかかるのか、耐震化したら費用がどのぐらいかかるのかという、その考えはないですか。潰すよりも耐震の方が低かったら耐震にした方がよいと思うんですけど、そのところ、先に館長からちょっと教えていただきたいのと、続けて連合長、そのところはどいう思いか、ちょっと述べてください。

◎ 議長（廣尾 正男）
西中笠置児童館長。

◎ 笠置児童館長（西中 義博）
杉岡議員のご質問にお答えさせていただきます。教育委員会といたしましては、児童生徒の安全が一番だと思っておりますので、児童館は耐震診断に問題があり、令和2年4月

1日より笠置会館へ仮移転、約2年間の仮移転をする予定でございます。それで1年間、事業を通して見て、多少問題は出てくると思いますので、会館で処理できるのか、それか、また児童館の耐震改修をしなければならないかで考えてみて、町長部局と相談し、これから児童館を潰していくのか耐震改修をするのか、また協議して決めたいと思います。とりあえずこの2年間は倉庫として活用していくと聞いております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

ただいま西中館長から答弁をさせていただきました。基本は子どもたちが安全で、安心して使っていただける、そういうことが一番求められております。そういう中で今、児童館は耐震ができていない現状でございますので、すぐにまた耐震ができない、そういう状況も踏まえまして、とにかく2年間と期間を限定いたしまして笠置会館の2階で、今までの児童館活動をしていただく取り組みをしております。その中で2年間、検証をさせていただきますして何の問題もなく、これまで以上の児童館活動が展開されるならば、そのまま継続も私はよしだと思っております。けれども、何らかのいろいろな問題が出てきて、やはり本来の児童館活動が展開できない、そういうふうなことが顕著にあらわれた場合は、やはり今まで使っておった児童館も耐震をしていって、またそこで児童館活動をしていただく、そのようなことも視野に入れていかなきゃならないということでどうにか2年間、検証的に会館の2階で児童館活動をしていただく、そういう流れでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

杉岡議員。

◎ 10番（杉岡 義信）

今、2年間の会館に子どもらをそこで活動をさせて、それで、その活動内容がちょっとこういうことではいかんと思ったら、また児童館に戻ると、そういう話に聞こえたんです。その2年間の間、その児童館自体は何も手をつけずに、手をつけずにですよ、置いておいて、それでこう、手狭だからまだ児童館に戻りたい、そうしたら耐震をしようか、耐震をしていかないとあかんって、ちょっとおかしいのと違いますか、それは。それだったら今、先ほど言ったように潰すのにお金がかかるのか、耐震をした方が安く済むのか、そういうことも全然、考えはないんですか。それも一つの手だと思うんですけどね。私は、最終的にはそこに戻るのが子どもらにとってはよいとは思ってますよ。しかし2年間、そのままほうっておいてやね、それで手狭だからまた戻ろうかと、そうしたらそこからまた耐震のいろいろな工夫をするわけでしょう。ちょっと遅くなるんじゃないですか。一応耐

震も考えた上で、次はこういうことですよというなかたちを教えてもらう。2年間、そのままほうっておいて、そうしたら2年後に手狭だから耐震を考えようかと、ちょっとおかしいんじゃないですか。ちょっと、もう一度答弁願います。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

そういう2年間の経過措置の中で並行して耐震のあり方、費用とかも検討していかなければならないと考えております。児童館の耐震の方法もいろいろ提案を受けております。全館ではなくて、1階のフロアだけにするとか、いろいろな意見もいただいておりますので、そういう中でこれから児童館を使用される児童数のこととか、将来的な見通しも立てて児童館のあり方も考えていかなければならないと思っております。また違う方面では、あるいは小さい町だから児童館、またいろいろなハードルはありますけども、子どもたちがあの一つのところに集えるような、そういう仕組みをつくっていくべきではないかと、そういう意見もいただいております。それにはハードルがあると思うんですけども、小さな町ですので積極的に取り組んでいくべきだと私は考えております。この2年間というのは、本当に区切ってしまうのではなくて、そういう経過を見ながら、また次の施策も考えていかなければならない、そういう2年間と理解していただきたいと思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

杉岡議員。

◎ 10番（杉岡 義信）

杉岡です。児童数が少ないからそういうかたちで行って様子を見ようかという話に聞こえたんですけども、これから子どもが少ないから、そういうかたちの中でどんどん進んでいったら、もう何もかもなくなってしまいます。私が思うのは、今、学童はありますやんか。学童は学童でやっています。将来、その学童をこちらに引き込む手はないんですかね。学童、今、何人いるかは知らんけど。最低10人ぐらいいるのと違いますか。そういう人らに児童館へ来ていただいて、そこでまた勉強なり使ってもらえる。今すぐにはできないけど将来においてはするとかたちを持っている姿は私、見えてくるんですよ、それは。だからそっち側に1人か2人しかいないから手をつけていない。それだったら学童、その人らをやはり巻き込んだ中で何かしたいなという思いはちょっと、ないんですかね。私はあります。その中でまた耐震、来てもらうにしたってとにかく耐震ですわ。新しく建てかえるわけではないし。耐震自体を一回どういうかたちの中ですか、町長、考えてみてください。終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

児童数が、また子どもたちの数が減ってきて、2人や3人になったといたしましても、その活動事業が、やはり目的があってそれをしているわけですから、子どもが少なくなってもその目的は失われないわけですから、それは続けていかなければならない、私はそういうように位置づけています。また、学童と児童館活動を一緒にしたらどうかというご提案でございます。そのやる意義、制度が違ふと私は認識しておりますし、その辺でどう整合性を持てるのか、その辺は十分な検討も、父兄の方の意見もいただいていく必要があると思います。また基本的には、そうあってもよいんじゃないかと思いますが、そういう制度とかいろいろな問題があるかと思いますが、大きな検討課題だと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに。西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。先ほどのテールアルメの監視システムの件でちょっと確認しておきたいんですけど、この話は委員会の中でもこういう話が検討されました。それでこれ、とにかく今継続しようとしているのは、調査ポイントをして、伝送路をつくって、向こうへデータを送り、そして向こうでコンピューター処理をして、データを分析しているかたちのものを、そのまま残そうかというかたちですよ、これ。これ、委員会のときもそういう報告がありました。それで、こんな調査工事で使った内容までね、ほぐして監視していく必要があるのかどうかという話も出ました。それはそのとおりだと思います。それで、先ほどの答弁でいろいろとやっておられますけれども、一応今動いているのは間違いなし、あるいは地下の低いところから地滑りが起こっていることも、中間報告で報告されています。そやから、先ほどの一般質問の答弁の中でも、3月中旬ですか、報告会を開いて、それで議会に説明すると、それでどういう処理をしていくかも協議してもらおうということは委員会でも決まっていますので、その報告会を3月のいつにやるか、もう決めてもらっておいたらどうですか。その辺の、この報告書はもうもらっておるんでしょう。2月が工期やいうことで調査報告をやっておるんだから、そやから、3月のいつごろを議会の報告にして、今後の方向性について協議してもらいたいということを、決めていただいたらどうですか、その返答はできないんですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

調査報告については、まだ最終報告をいただいております。それで先生のご意見、意見書については3月10日過ぎぐらいにいただけると聞いています。それで、これをもちまして一定の具体的な対処策というんですかね、そういうのもある程度、先生にはご説明していただこうと思っております。それで、それを踏まえてこちらも、当然行政側で何らかの方向、提案いただいた中の幾つかの手法を議会にも提出させていただいて、ご意見をいただきたいというのは、ご報告させていただこうと思っております。ただ、日程的な問題で非常に申しわけないですが、各種、先生の方の調整とかいったところの日程がなかなか、うまく調整がつかないと現状、聞いているところでございまして、ご報告させていただいて取り組んでいくことには間違いございません。

◎ 議長（廣尾 正男）

西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。そやからね、その日程を調整してくれたらどうですか。これ、調査工事の工期は2月末になっているんじゃないですか。先生の都合もあるとかいう、それはわかりますけどね。ちゃんと工期は工期として2月末に検証も受けるんでしょう。3,000万何ぼも払っているんだから。だから、ちゃんとその報告は受けて、その中でもう3月中旬には議会にもやるということを計画してくれたらどうですか。連合長、どうですか、その辺は。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

私から何月何日にそういう、勉強会ですか。そういう、来週にやるということはここで申し上げられないところでございますけれども、最新の報告書意見の提出が3月12、13日が期限と聞いていますので、それが終われば早急にそういう勉強会も開かせていただきたいと、そういうふうに予定しております。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに。西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

連合長、私では決められないなんて、そうしたら誰が決めるんですか。私が決めろ、連合長単独で決めろと言うてるん違いますよ。連合長として、連合としてどういうふうに対応するか、当然、報告書をもらってね、検証もきやすんでしょう。そしてあれ、10月の現地調査かな、やりましたね、委員会で。そのときには12月ぐらいになるという中間報告ができて、そういう話で聞いていたんですよ。そやから、2月末が工期になっていたらそれまでにちゃんと報告を受けるようにするのが当たり前じゃないですか。そして、それをもらった結果、3月10日ごろだったら10日ごろの議会を目指して、出そうかということ連合で決めてくれたらよいんじゃないですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

事務局とも十分検討いたしまして、一日でも早く開催できるようにしていきたいと考えています。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

ここに当初予算の前年対比の比較表がございます。その中で4款の衛生費、ずっと全部総額いたしました。令和2年度が2億7,000万円。平成31年度が2億7,500万円。400万円ぐらい少ないわけです。それで、その中で施設整備費2,600万円。平成31年度が660万円。これはおそらくテールアルメの安全対策費の2,400万円の分だと、このように思うんですが、それは間違いないですね。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

施設整備費の663万5,000円から、688万1,000円というところで、伸びを示している分については、今回のテールアルメに係る安全対策等の調査費に係る部分の費用がアップしているところでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

そうすると施設整備費の中でテールアルメの2, 400万円をここへ持って行くのが、これは妥当ですか。テールアルメ擁壁等位置のシステム使用料とあります。それで、テールアルメ安全対策調査費をここへ持ってくるのは、ここへ入れてもいいんですか。これ、ちょっと私はわからないから。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

ご指摘いただいているのが、施設関係の負担に係る経費のことだと思います。それで、施設整備費につきましては、当然、施設建設当時の負担割合、主に各町村の負担割合だったり人口割合だったり、というような割合の率になっておりまして、それで、これまでテールアルメの裁判等にかかっても、裁判の幾つかの分については按分であったり、それぞれ違うものもありますけれども、基本的にテールアルメ裁判に係る分、経費につきましてはその施設関連の経費として大体支出されているものでございまして、今回、その建設当時のテールアルメに係る費用について当然対策を講じていきますので、この施設費のところに計上させていただいているものでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

はい。それはわかりました。そうすると、418万2, 000円が昨年より少なくなった、当初予算ですよ。少なくなっているということは、三重中央にお願いしたらこれだけ安くなったということですか。これぐらいの金額ですか。自分のところで今、1トンほど燃やしました。だけど、それを委託したこれぐらいの金額にしかならなかったということですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

400万円の減になっている部分は、もう一度すみませんが、資料でいけばどの部分で

すか。

◎ 7番(畑 武志)

総額で418万2,000円の減となっていました。

◎ 環境課長(中嶋 孝浩)

今回の総額の中には、テールアルメの件なども当然、改めて計上させてもらっていますので、その分について当然増えていますので、ごみ処理という部分について端的に述べますと、その部分については本来、入らない経費かなと思っております。ですので、クリーンセンターそのものの今までごみ、塵芥処理をしてきた収集運搬であったり、処理費、また最終処分といった経緯については、さらに400万円以上の削減の状態になっていると考えております。

◎ 議長(廣尾 正男)

畑議員、3回目ですので。

◎ 7番(畑 武志)

もう少し、もっと下がってくるのかなと、こういう思いもしていた。これは仕方ない。当初予算ですから最終的にどうなるかわかりません。それでね、もう一つ。今度は西村連合長、先ほど高山議員の一般質問の中で、関係各位との協議状況ということで答弁されておりました。私も昨年の12月議会で、関係調査で話を聞きに行つたと、こういう話で終わっていたんですけどね、それから1か月、2か月ですからおそらくまだやっていないと、このように思います。本当にそこまで話し合う気があるのかなのか、最後に西村町長はこれで、この間、新聞報道で引退されると言っておられましたけど、引退するならもうええわというような気持ちでおられるのか、そんなことはないと思いますよ。これはやはり3人の首長がおられることですからね、個人の考えやなしに、でも、それだけ聞かせておいてください。お願いいたします。

◎ 議長(廣尾 正男)

西村連合長。

◎ 広域連合長(西村 典夫)

畑議員。最後の最後まで自分の責任を全うさせていただきます。正直なところ下島さんとも会えておりません。正直に申しまして、今のクリーンセンターの最終報告をいただいて、それから丁寧な説明、お願いに上がろうと思っておりますので、その辺はご理解ください。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかにありませんか。鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

予算書の66ページで、給食業務のところですか。そこに、報酬のところ給食センター運営委員会報酬が6万円ほどついているんですけど、この給食センター、何でこれを言うかというたら、今は給食費が無償になりまして、私たちは本当にありがたいと思っているんですけど、では実際に給食の実態がどうなっているのか、知りようがないわけです。それで学校教育としての、きちんと紹介するとか食育教室をすとか、そこは学校に任せるとして、その運営の方で給食運営委員会はどのようなメンバーで、どんなふうな間隔で開かれていて、そこでは何を話題にしているのかをお聞きしたいです。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼します。南山城村の学校給食センターについて説明させていただきます。村のセンターの運営委員さんですけども、学校長、各学校の給食担当の教諭、そして保護者代表の方々などから委員は構成されております。そこでは、学校給食の運営委員会では保護者さんや学校現場から給食の現状についてどのようなご意見があったのかを伺って、その意見をもとに給食業務に反映させているところでございます。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

ここで途中ですけども、休憩します。

（休憩 14：44～14：53）

◎ 議長（廣尾 正男）

休憩前に引き続き会議を再開します。質疑、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

給食委員会というのは一体、年に何回開かれるものでしょうか。それから、例えば村の場合は委託されています。そういう委託料も払われているんですよね。そういうものの会計報告とか、そういうのを見ているのがこの給食委員会ではないかと私は理解していたのですが、私の理解に間違いはないでしょうか。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

失礼します。和東町学校給食センターの状況について報告させていただきたいと思
います。和東町学校給食センター運営委員会につきましては、年に1回開催しており
ます。給食費用と従前は決算報告と役員選出等、報告させていただいております。
また、会議には先ほど説明にございました学校関係、保護者関係等、委員として組織
されております中で、食育の重要性でありますとか学校給食のよさとかいったものを
教育長から説明させていただいたり、栄養教諭から取り組み状況をパワーポイント等
を用いて説明させていただくなどして、食育とか学校給食の現状とかを知っていただ
く機会としてもとらえております。保護者からは、思いや意見等を伺いながら学校給
食に生かしていく場として考えております。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

すみません、3回目になってしまうんですけど、私が聞きたいのは南山城の場合で
す。それから、南山城小学校では、この二、三年、給食試食会が開かれていないのも
聞いているんです。そういうところで、実際に村民であったり保護者であったりが給
食を知る機会はどうなっているのかなと、その疑問からこの質問をさせてもらって
いるんですけど、南山城小学校の場合、和東と同じようにされているのですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼します。南山城村の学校給食センターに係ります運営委員会ですけれども、会
議を開催させていただいてない年もございました。会議に諮る案件等が発生した場合
に会議を開いているということで、会議に諮るような案件がない場合は開催していな
い年もございます。また、先ほどの会計ですけれども、村の場合は一般会計で経費を
処理しておりますので、この予算書に計上しているものが村の給食センターに係る予
算額。そして最終の決算が、決算書に上がっておりますのが村の給食センターの決算
となっています。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに。久保議員。

◎ 3番（久保 憲司）

テールアルメの件でございます。委員会で随分私も聞かせていただいて、委員会はなかなかしっかりした答弁をいただけなかったのですが、その後いろいろと情報をいただきまして、特に継続して、テールアルメ擁壁の滑りぐあいを継続して調査するという一干幾らですか、1,000万円余り、1,100万円でしたか、の予算を今年度もずっと、いわゆる土を持ち出すのに許可を得られて最終的に動かす工事の期間までの間ずっと継続する必要があるということで、これが計上されていると思うのですが、ただそのときに、これは奥森議員の先ほどの質問にもありましたが、実際にテールアルメが倒れかけてきたときに、別に継続していようがいまいが倒れるものは倒れるし、倒れないものは倒れないということの中で、この1,000万円は逆に言うと持ち出すための土質の調査に充当するなり、いわゆる具体的に工事をするためのに使う方がいいんじゃないのという議論ですね。それに対してきょう改めて、委員会のときに質問を投げかけてありましたので、ちょうど同じ質問が奥森議員からあったわけですから、そこの中でなぜ継続してこちらに調査する必要があるのかという答弁がいただけるのかなと思っていたのですが、きょうの答弁ではそれはなかったで、その部分を改めてお聞きしたいのが一つ。それから、先ほどから連合長がお答えいただいておりますいわゆる工事の時期といいますか、報告の時期すら報告書が出るのが大体3月半ば過ぎということで、なかなかその議会への報告の時期すら今の段階では、まだ見通しすら出ないというかたちのような議論で終わっていると私は思うんですけども、ただ報告の時期が決まって報告書、こういう報告が出ましたと教えていただいても、これは委員会で岡田議員がお聞きになったと思いますけれども、報告書に基づいてどうしましょうと議会で言うていただいても困る。こうするという話をやっていたくのは行政であって、議会はそれがいいかどうかを判断はさせていただきますけど、議会にどうしたらよろしいかなというような問いかけはしないでくださいねと、さきの予算の、総務委員会での議論にもあったと思うんですね。今の感じでいうと、報告の認定すらまだ見通しもないということは、報告が出てきてからこんな報告ですと一旦報告していただいて、それから対策の工事はどんなことをしたらいいかをもう一度、これからお考えになって、それからその方法が決まると同時に、並行して土質の調査をして具体的に工事にかかるためには幾らの金が必要って、それは議会、いわゆる3町村が連合でどれだけのお金が必要ですよというような議論をこれからずっと夏にかけてやっていってという、何か非常にペースはゆっくり、ゆっくりしているように思うんですね。その毎日、毎日、テールアルメがどんどんどんどん倒れてきて、下

にずれていっている状況が後ろにありながらですね、何でそんなにゆっくりなんだろうな。もう、どんな報告が出ても最悪ここから、まあまあ一番ましなところ、ここまでって大体、天と底は決まっていると思うんですよね。そうすると少なくとも現在でも対策工事のやり方は最大ここまでせなあかん。でも、調査の結果によってはこの辺まででとめることもできるというのはですね、既に見えているはずだと思うんですね。ですから今回の3,000万円をかけて調査してきた結論が出ると同時に対策工事の案A、B、Cというものが出てくるといふふうに理解しているんですが、何となく今日の議論を聞かせていただいていると、そういう仕事の進め方になっているんだったらもっと何か前向きなというか、具体的な答弁をいただけそうな気がするんですけども、そこら辺の状況はどうでしょうか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

ご指摘の件でございますけれども、まず一つは動態監視の部分でございます。先ほど私、ちょっと述べたつもりだったんですが、現状をずっと、当然、変状していく状況にあります。その状況でいつ工事に着手できるのか、おっしゃるとおりまだ不明な状態でございますので、変化の過程をある程度つかまえておくことで今後の対策の、先ほども対症療法と言いましたけれども、対症療法で方策として計画を進めていく際にどこまで工事を進めていったらいいのか。もしくはここまで、余計な工事をする必要のないところまで土量を動かすことが必要でないのであれば、それにこしたことはないと思っております。そういったところも先生方はおっしゃってまして、その状況も踏まえながら、より監視を続けるほうが対症療法としては、工事の中身については、工事をステップ・バイ・ステップで進めるようなかたちで、進めていく際に状況を踏まえながら判断していく資料になりますので、継続しておけば非常に有効に使えると思っております。もう一つは、今の広域の案でございます。今、現況評価の部分でございまして、神戸大学の先生方をお願いしているのは各地盤の評価であったり、今のテールアルメの現状を分析していただくところまでしか、基本的には入っておりません。いわゆる工事の手法等について具体的に設計等をお願いしているものではないので、その部分について経費がこうだということまで踏み込んでご提示いただけないかと思っております。ただ、先ほど申し上げましたようにテールアルメの撤去方法についてこの前の総務厚生委員会でも一定の中間報告資料を用いまして報告させていただいたとおり、例えばテールアルメを半分にするのか全部取るのか、逆に全面撤去をしていかねばならないかというような具体的な方法についての案としてはシミュレーションもできますので、そういうシミュレーションを踏まえてご提示、

最終報告をいただければと考えております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

久保議員。

◎ 3番（久保 憲司）

その辺、理解しているつもりです。ただ現在で地下14メートル、そこから滑っている、縦方向には80センチ、横方向には1メートルと報告がありましたね。それが現在も滑り続けている。設計を、工事をするための設計、あるいは設計に基づく土を持ち出すための土質の検査に何か月かかかるとすると、その間、またさらに滑っていくということですが、結局はどこかの時点で判断して工事、設計にかかれば、現場は計測していても設計そのものはどこかの時点で線を引かないと設計できませんよね。きょうはここだけあしたがここだというんだったら、雨が降ったらまたずれるというんだったら、設計はいつまでたってもできないことになりますよね。ということになってくると、どんどん滑っているのはもうわかっているわけだからね。一定の率で滑っているのか、ある程度の、そこに一つの係数を持って滑っていつているのか、そんなのは関係なしに滑っているのかわかりませんが、どちらにしてもどこかで線を引いて、それで工事の計画をすることになると、結局その間、それ以降は、その日を決めた以降はどれだけ滑っていようが、それがわかろうと工事の設計に生かせないですよ。生かし方がないじゃないですか。どこかでとめて、工事の設計が例えば3日でできるといったら話は早い。そやけど、きっとそんな簡単にできなるとすると、その間、ずっとそのためにこれ、随分、今、一応計算上は1年間の予算を出しています。最初から、何か月かかかるとを当初から計画に置いているわけでしょう。そうすると、いつその設計に入るかという3月中に報告が出たら、その報告の時点をもって設計に入っていくのではないんですかね。3月って予算の変わり時期ですから、おそらく4月以降に新たな業者をまた入札して決めてというような手続になっていくんでしょうけれども、それは予算が使えるようになった時点からすぐにかかっていかないといかん話になると思うんですね。業者の選定なんかをおそらく先にかかっていく。それででき上がった、でき上がったじゃない、その間も継続監視しながら見に行くと、この日からこの時点で、あるいは今後もう少し滑るだろうからという予測も入れて、ある程度のところで線を引く。その日以降のものは要らないと判断するんですね。そうすると、設計にかかるのは夏とか秋とかいうようなことがそもそも想定されているからこれ、1年も要るんだなと。4月のところが5月の連休までには設計に入るというんだったら、この予算は要らないと。要ったところでわずかな金額であるからね、後で、例えばそれこそ補正で精算をするなりというかたちになると思うんですけれども、その辺のスケジュールは今、既に立つはずですけどね。という

より、逆に立ってないとこの状況に対応できないと思うんですけども、その辺は連合長、どういうふうにお考えですか。担当課長、目の前で見ていて、いろいろなことを知っているんでしょうけど、しかし、連合としてどうするという腹のある回答を担当課長に求めるのは無理があると思いますので、連合長、お答えください。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

2点か3点、あったと思います。最初に、その動態を観測するシステムについてでございます。私は全協のときもお話をさせていただきましたけれども、突然崩れるようなことがあったら建屋で働いておられる方、また、下の方で作業をされている方の安心・安全を守っていけないということで、この動態調査は引き続きやるべきだと私は考えております。そういうことで地元住民の方の安心・安全を守らなければならないし、また、土壌をどれぐらい排除していくか、そういうところはこれからでございますけれども、そういうことを行っているときでも、また行った後でもその効果がどれぐらい出てきたか、そういうことも検証していくためにもその解析は必要だと私は思っております。その後のことについては堀副連合長から答弁させていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

ただいいただきました、久保議員のご質問に私の方からもお答えさせていただきたいと思っております。ちょっとさかのぼるわけですが、あそこについては裁判のときに、地滑りが発生した。それをもとに神戸大学の先生方をお願いした。これによって和解しました。これはやっぱり、この和解をすることによって、これを直す責任は連合にありますね。ただそこで、今までやってこられた測量を進めてこなかったところの延長に地滑りの状況についてきっちり把握する必要があります。だから、議員の皆様方にいただいて、発注させていただいた。そしてあの結果は、先ほど出ましたように対症療法を打たないとなかなかいかない。常に動いている。だから今、久保議員も言われますように、1つ除いたらそれで終わりかということではありません。先生が言うておられるのは、土地そのものが崩壊している。その辺の対策が非常に難しいということでもあります。しかしその先生の、大学でしたものについては、過日ですね、これは中間というんですが、ほとんど最終に近い方向性を出した、お示しさせていただいた内容が、過日、委員会にもお示しさせていただいた。あの中では私どもは、先ほど

も久保議員が言われたように、一遍に全部どけてしもて山だけ除いてしまったら、もうそれで安定するだろうと。それだけではなかなかいかんというところが大きな問題であります。それに対してするのはどういうことか。これは対症療法ですが、先ほど連合長も答えておりますように、私どもが限られた金額、限られた中で最大限に節約して費用も下げて、一番いい方法を提案いただき考えていかなければならない。そうなれば、どの段階で状態が落ちつくか。いわゆる、それが示されておりますA案、B案、C案、一番金のかからんところは浅くずっと取ってしまっ、そうやってこう入る。そこで一番大事なものは何かというと、とまっているかとまっていないかを把握しないといかん。とまっておればそれでしまいですから。とまらなかつたら次の案です。これをする。とまるかとまらんという、安心・安全のためにはあれの把握をしなければならんですね。それともう一つは、それが先ほどの委託の方法もある。先生にお願いしたいのは、ご案内のとおり、あの実態がどうなっているかを調査してもらいたい。その状態を受けてこうなんですよとお示しいただいたら、そこで対策をとらなければならぬ。対策をとるときには、先生方は素人です。いわゆる設計とか単価とかの問題です。これについてはこういう工法がありますよ、先ほどお示しいただいた、浅い方ですね。浅い方をやるとしたらどれだけ設計して、どれだけかかるかということをもまずやらないといかん。そうやって線で安心・安全度をはかって、とまればそれでオーケー。これは対症療法ですね。だから、そういうことをやらなきゃならぬという特殊な工事が控えています。先ほど言いましたように、私らは中間報告でもって大体お示しいただいた。あれに基づいた最終な報告であろうと思っておりますので、ほとんどあそこについては、大きく差異はないと理解しております。だから、議会の中では最終報告、委員会にかけて、それに基づいて今、申し上げた内容によって提案をさせていただきました。もう一つのこと、私もこれもよくわからない、事務局で京都府の答弁があったんですけど、私もこれは非常に、私の中では非常に、といいますのも、土を中へ置くのに、外へ出さんのに何でそんな金をかけないとあかんのか。そんなの外へ出すんやったらあかんやろ。何かそやけど、聞きますと原則法律でこうなっていますから。わしも法律で言われたらちょっと弱いものですから、そうですねと言わないとあかん。それはもう引いてしまったですが。それと今、もとに戻りますが今、久保議員が感じられた、そんなもの、報告だけにそんなもの、お知らせするだけぐらいに、安定させるのにそんな、もう何千万円もかけて要らんやないかというような思いを初め、私も持っておりました。ただ、さっきの工事をどこで安定させるかというところに示す的な差しが必要。これ、だから差しがあれば、これもお願いしておりますけれども、全部がそれ、最大で見えていますけど、その短期間で終わればもっと早くなるんじゃないかと思っております。予算をお願いしておりますが、そういう動きがあるということをご理解いただきたいと思います。ただそういう状況だという性格をご理解いただいて、一つよろしくお願ひしたいと、このように思います。先ほど

の土もせんならん、しなきやならんと、これ、法的なことと言われますので、これはやむを得ない、これも一つご理解いただきたい。当然、こういった金額については、損害賠償の範囲内で努力していきたい。そういうような中で、やっていく中で努力することを基本に置いてやっておりますので、その件についても念のため、ご理解いただければありがたいと思います。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）
久保議員。

◎ 3番（久保 憲司）

堀副連合長のお話で、継続の物差しをつけておくということについては理解いたしました。ということは、しかし、今の堀町長のお話をお伺いすると、どうも3月中旬に出てくるところには既に仮で出されておりますA、B、Cの案、これに対する連合としての判断はそこに、判断されたものが出てくると理解いたしました。これからどうしましょうじゃなくて、その結論が出た、ついて、あくまでも対症療法なんだと。だからそれについては議会も、我々も責任の一旦は逃れるつもりはありません。対症療法でやった、けど動いてだめだったのもう一回お金が要ることになりましたというのは、これは行政だけに責任があるのではなくて議会も、それでいいかどうかという判断を我々は我々なりにさせていただいた上で、それはちょっと危ないんじゃないかと、もう少しここまで行ったほうがいいんじゃないか、B案よりもC案まで考えるべきじゃないかというのは、それぞれもらった3億何がしかの財布以外にも、南山城村から分担金でも出すからもっと安全にせえという話をするのかしないかについては、我々議会も判断する部分だとは思いますが。そういうところで、堀町長から力強くご答弁をいただきましたので、その時点で工事の方法も含めて対症療法とはいえ、判断が出てくると確信いたしましたので、私の質問は以上で結構です。ありがとうございました。

◎ 議長（廣尾 正男）
高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

すみません、資料、26ページのところですが、ここで、笠置小学校の関係でウィンドウズのタブレットPCを4台、その予算が上がっております。その下にプログラミングスイッチとあります。それぞれ和東小学校、また南山城小学校のプログラミングスイッチは上がっているんですが、タブレットの予定はないとなっています。4月から小学校のプログラミング教育がスタートすると聞いております。その中でタブレ

ット端末が各小学校へ十分に、それでプログラミング教育をするのに十分なのかどうかをお聞きしたい。

◎ 議長（廣尾 正男）
竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼します。今回、小学校におきましてプログラミングスイッチ、またはタブレットを計上させていただいているところでございます。プログラミングスイッチですけれども、こちらは次年度から始まりますプログラミング教育に用いられる実験器具のようなものです。このプログラミングスイッチという教材を使いまして、電気の回路をつくったり、または、モーターを回す回路をつくったりというのを、子どもたちが試行錯誤をしながら自分たちで実験をしていく教材となっております。また、タブレットですけれども、こちら、今回のGIGAスクール構想で整備するタブレットではございません。今回、このタブレットは各学校のプログラミング教育の中で実際に使っていくような、図形を自分たちで動かしているいろいろなかたちをつくったり、そういうふうなときに使ったり、また、学校によりましては支援学級がございまして、支援学級の子どもたちは特にそういうふうなタブレット等を使った教育が有効ですので、そういう支援学級の子どもたちにもタブレットを使って授業を実施しておるところでございまして。また、他の学年とかにおきましても理科の実験の様子を録画して、動画を撮ってそちらを後で見直したり、または体育の授業とかで、例えば跳び箱を飛んでいる様子を見せて撮って、それを子どもたちに「あなたはこういう飛び方をしていますよ」と後で見せたり、そういう振り返りに使ったり、そういう活用をしておるところでございまして。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）
高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

はい。それでは、この4台についてはその支援学級であるとか、各小学校で使うものではないですね。笠置小学校しか載っていない。ですから私が聞いていますのは、各小学校でプログラミング教育をするのに、それぞれの小学校にそういう端末の予算が上がっていない中で、そういう教育の徹底ができますかと聞いているんです。

◎ 議長（廣尾 正男）
竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

プログラミング教育に用いますかというところですが、タブレットにつきましては今年度、笠置小学校等で予算要求、上げていただいておりますが過去に、既に導入している学校がございます。笠置小学校は今までありませんので今回計上させていただきますが、和東小学校も今回計上しておりますが過去に2台導入しております。他の小中学校にも既に、これまでにタブレットを導入しておりますので、そのタブレットを使ってプログラミング教育等に活用できると考えております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

すみません、過去に2台ほどということがございますけれども、以前にもテレビの番組でいろいろやられたところがありまして、カナダですけれども、クラスの中でグループ分けをして、それで端末を使っていろいろなことをそれぞれ試行錯誤をしながら、そうして思考力を上げていく、また対応能力を上げていくという教育をやられているということです。こういった教育をするのに2台で足りるのかと思っているんです。特にプログラミング教育は理科だけでなく各科目で活用して、いろいろな活用をしていくと聞いているのですが、そのためにはもっと必要じゃないかなと思うんです。やはり今の子どもさんですから、端末を使うのはすごくなれておられるし、習得されるのも早いと思います。そういった能力をどんどん伸ばしていく必要もあるんじゃないかな。先ほどセキュリティの問題も出ていましたけど、そういった教育をやることによって、そのセキュリティについても教えていけることにつながっていくと思いますので、その点についてしっかりとまた進めていっていただきたいと思いますが、そのあたりは教育長、どうでしょう。

◎ 議長（廣尾 正男）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

プログラミング教育は、前にも説明させてもらいました。4月からの小学校学習指導要領の中で、教科とはなっておりません。だからおっしゃるように、基本的には今、例年やっているのは算数とか理科とか、あと図工なんかも入れてきております。そこでいわゆるプログラミングそのものを勉強するんじゃなくて、そういう発想力とか思

考力というところが中心になります。だから最終的には、今おっしゃるようにこの端末、タブレットをどんどん広げていくことこれが一つ。それから、先ほどもちょっとあったと思いますが、使いこなせることとか、一人が間違ったらあとの人が困るとか、いろいろな課題がありますから、そのあたりを整理しながら、おっしゃるように、これから本当に大事な教育の一環だと思いますので。ただプログラミング教育も、タブレットを使うだけでしかできないかといったらそうでもありません。各学校、それぞれの思いや特徴がありますので、自分のところの学校はこっちの方から指導するということもあり得るかと思います。ただ、先ほどありましたようにGIGAスクールの端末が導入されますから勢いそのものはよりついていくと、つけられると思いますので、それをうまく活用しながら、子どもの教育に情報活用能力を含めて役立てていきたいと思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

もうないようでございますので。岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）

きょうも活発に、長時間にわたって方針、東部の中でも最重要問題の議論がありましたけれど、素直に敬意を表したいと思います。それで私の質問予定を最後にしていただいたのは、歳ですから、おじですからゆっくりしなさいという意味で皆様、お気遣いいただき、それもありがたいと感じております。それに水を差すようなことになるんですけども、実は私が「れんけい」、ご存じのとおり「れんけい」の話。今「広報れんけい」を創刊されておるんですか、この問題についてです。17年前から、過去の話をしなると長くなりますが、17年前から実は発刊されております。恐らく連合長も副連合長二人も「れんけい」の意味はわかっておられると思いますけど、これが有意義であるのかどうか、これが本当に大事かどうかということを、一人一人に忌憚のないご意見を聞かせていただければと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

おかげをもちまして毎月、町村の担当職員によりまして「れんけい」を発行をさせていただいております。そのことにつきまして感謝を申し上げるところでございます。岡田議員から、この「れんけい」についてどう思っているかということでございますが、この名前のおり、名前が「れんけい」という名前でございます。ちょっとさみしいなと思っておりますのは、中身を読みますと何か行事とか、そういう教室とか、そうい

うふうな案内が主になっております。3町村の本当に子どもから高齢者の方までの、そういう連携を深めていこうという、そういう内容がちょっと乏しいのかなと、そういう面もございます。なかなか、中身もちょっと難しくてなかなか読みづらいという声も聞いております。そういう点におきまして、もっと親しみやすい、本当の3町村の連携につながるような、そのような内容に変えていければなど、私はそういう思いを持っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

はい。ただいまの岡田議員よりいただいたご質問にお答えさせていただきたいと思っております。今のご質問を聞きながら私、ちょうどこの連合の組織の前、連携協議会を結成していたときも携わっておりました。そのときのことを思い出しながら聞かせていただきました。そのときの課題は、3町村がそれぞれの広報をしておられました。そうやって連携を進めていこうというときに、それぞれの広報は各市町村の一番大事な問題なんですね。住民と一緒にみんなで、まちづくりをしていこう。その広報内容を見れば、そこのまちづくりがわかる、まちの水準がわかるとまで言われておる広報は大事なものであったんです。それを、大事にしているものを一緒に連携でやろうやないかと、いわゆる町のシンボルを連携、これが連携できるんだったらほかのことも連携できないはずはないというのが、連携協議会のときの第1号の、スタートがこの連携の広報です。そやけど、そうやって連携してきて今の広報を見ていますと、10年余りたったころから南山城村、笠置町、和束町とか、こういう会議をやるときはいつも、当初にスタートした内容。内容についても何々についてという、何か上から下へと。こういう感じで、ここはいつももう少し違うのかなという、正直なところは、中でも議論しておるわけです。広報活動はこれからも大事になってきます。進化させていかなければならない。そういう観点では、常に広報はこれでいいんだという広報でおさまるのはだめだと私は思っておりますので、常に広報活動は進化させていかなければならない。それも、住民と一緒に生きてものにしていかなければならない。そうやって生きてものになれば、地域づくりも生きてものになる。こういう観点から考えると、私はこの広報「れんけい」は大事だと。先ほど連合長が、名前をもう少し考えていかないとあかんと、中身もなかなかかたい、こういうのが私どもの中の、いつも感じている内容であります。これについては皆様方の知恵もいただきながら、またこの辺のところは広報、我々職員についても広報の協議会もあるわけですから、この辺と十分連携をしながらそういう進化をさせていく。広域でこの東部の、この3町村の地域づくりがさらに発展していく。今、大事なものは、このコロナウイルスではない

ですけれども、これだけの過疎地域が逆に、環境のいいところは強いなというような、こういうような内容のものが発信できれば、これは別ですよ、ちょっと主観が入っております。そういうことでみんなが一つになれるような、こういう地域がいいなというような、なるかなと常に思いながら、いつも思っております。そういう意味で、これからの広報は、行政だけでなく議員の皆様とも一緒になって考えていくべき問題だと思います。これからもよろしくお願ひいたします。岡田議員からは、何か感じたことを答弁してくれということですから感じたまま、そのままリアルに申し上げて申しわけなかったですが、取りとめのない答弁をお許しいただきたい。

◎ 議長（廣尾 正男）

平沼副連合長。

◎ 副広域連合長（平沼 和彦）

「れんけい」について、岡田議員の質問に対する私の感想を述べさせていただきます。以前は、先ほど堀町長のお話ありがとうございましたけれども、南山城村独自の広報紙を作っておりました。それはもう少し紙質もよく、写真も結構使われて、カラーでかなり肉厚のいいものだったんですけど、それが、費用がかかるというようなこともあって「れんけい」になったんですけども、できた冊子を見ましたら紙質は悪いし、色は悪いし、写真もこれ、カラーのぼけたようなやつやし、何か悪くなっているやないかというのが、まず一つの印象でした。もう一方の議会だより、この議会だよりは非常にうまくできておまして、私はこうして行政に絡む前まで、一住民としましては議会だよりでほとんどの情報を得ていたのが事実でございます。「れんけい」は、勉強しようと思ってもほとんど読むところもないし、むしろ「れんけい」に挟んである折り込みの情報の方がかなり、そっちの方が値打ちがあるので「れんけい」をもらったら先に見るのは折り込みです。いつも十数枚入っておまして、そちらの方が情報としては得られると。その後は本当にぱらぱらと見るだけですけれども。思うに、私も総務課の方と話したんですけども、この「れんけい」に出す記事の取材といいますか、その部分は前よりかは劣っているなど。もう少し中身の方もですね、本当に、やらされているこんな感じでいいわって感じで書くんじゃないし、もう少し真剣に取り組んで広報活動をやっていくべきではないかなと。これは「れんけい」という3町村が集まってのこの記事が、1冊当たりの記事が少なくなっていますので、それなりに質としてはちょっと落ちているかなと感じております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

「れんけい」に関しましては今、正副連合長がおっしゃいましたように、3首長とも今の「れんけい」に満足していないという現状かなと思っております。私も全体的には内容の充実を、ここを図っていかなければならないと常日ごろから思っております。うちは教育分野のところを扱っておるのですが、はっきり言ってマンネリ化しております。4月号、5月号だったら入学式、卒業式。9月号、10月号は運動会。12月になったら成人式。1年前の記事とほとんど変わりません。私は担当へ、本当に指導も入れております。もっと読んでもらえる、広域連合の学校だったら学校でこんな新たな取り組みを始めたよとか、もっとその、どう言うのか、地域住民にアピールするものを、読んでもらえるものを書かんと、あ、また運動会か、また入学式か。これではそっぽを向かれるんだよという話をしながら、そういう仕事をしております。いずれにしても、広域連合でつくって発信しているわけですから我々自身、もちろん管理職も含めてもう少し「れんけい」に対する意識といいますか、担当者はもちろんそうですけど、管理職も含めて「れんけい」に対する意識を持って作っていく必要があると、現状では考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）

今、4人の方にお話を聞かせていただいたんですけども、実はこの予算の、総務費の文書広報費に毎年同じ金額だけ、今年は300万円になっておりますが、毎年大体同じ金額が出されておるんです。変動はないんですが、それはですね、その財源というのはね、大体1か月に1回、1か月に1回を現況出されているんです。それが大体、職員が3人。月に1回くらいかな、話し合いがされているのが、そういうデータが出ているんです。大体1年で130万円くらい職員さんが、総数で割ったら大体3人くらい、3人が毎日じゃないですよ、まとめてきて、それを、データを収めてやられている。それを金額的に見えますと大体、1回に20万円前後ですね。それで12回ですから240万から250万円。これが300万出ているんですけど。それが、これが1年間の「れんけい」の全ての資料なんですけどね。これが果たして費用対効果になっているのか。今の4方の話を聞くと、余り期待しているようなものはしていない。そういう不満がありそうな。自信があつてこれをやらせているんやと。これ、自信があるねやと。うちの東部連合のこれ、自信があるやつやというような答えはなしに、中身がちょっと、何とかかんとかおっしゃいましたね。別に苦情を言っているわけではないですよ。これをつくるのはどなたですかと、まず基本的に聞きたい。つくっているのはあなた方ですよ、まずこの自覚を、自分の自覚は、これを250万円、

300万円を使わせているのはそちら側ですよ。我々はそれをチェックしなくてはいいんですけれど、私もこれに対しては物すごく反省しなくちゃいけないと思っています。議員の方がどう考えておられるのか。これ、ここにおられる鈴木さんがね、平成28年12月8日の質問、定例会のときに「れんけい」の話をされたんです。予算を組んでおられるけれども、全然その「れんけい」の話を議論が村には全然届いていない。今、何なのという質問をされた。一応質問されたんです。そのときは堀広域連合長が、議会の問題で、議会で議論をして、作るなり何か進めてください、議会は議会のあれをなささいというようなことをおっしゃった。それはそのとおり。そのときにまた私も気がついて、ああそうか、おかしいな、これはやはり議会で広報をつくらないとあかん、もしくは「れんけい」に差し込みをさせてもらって、議会の情報を住民の皆さんに、3町村の住民の皆さんに、伝えるべきや。まあ遅かったですけどね。私も反省しなければいけないですし、みんなも反省しなければいけないと思うんですけどね。我々が一生懸命これ、何回か、何回か、定例会でも第1回、第2回、非常に活発に議論しますわ。すばらしいことですわ、まだ一向に進んでないけど、議論はしますよ、議論はしているけど、そのことが住民に伝わっているのか。伝わる方法としては何かあるか、この「れんけい」しかない東部3町村は。この「れんけい」なんです。これがいまだに、まだ議会の「ぎ」も東部連合の議会の「ぎ」も入っていないここには。これは何ですかと、まず私は聞きたい。責任を、責任については我々も責任はありますよ、もちろん。そちら側にも責任はあるけれども、こんなことで今、テールアルメの問題も、大変重要な問題を議論、ぼんぼんやっているけどね、そんな村の人や笠置の人は何のこっちゃとこういわはる。和東の人かて地元で危機感をもっていますから多少は解っておられます。こちら二つの町村は、何でかわからんと。こんなことでよいのだろうか。私はそれ、一番自分自身では一番反省しているし。鈴木さん出してくれはったこれに対して私がみすったかこれも反省しているんですけどね。鈴木さんいいこと言わはったとこれ確かに彼女に感謝せんとあかんと。ところがこれもずっと続いていくのといつまでも、300万円という金を毎年、毎年、紙切れみたいなものに、ごっつい紙みたいに1か月に一遍、配る。実際にこれを読む人は、ほとんど読んでいない。それは、おられますよ。しかし50%もないですよ。みんなもう、こんな紙切れみたいなもの、ほってしまう。和東は特にそういうところが多い。それが費用対効果に合うかどうか。だからここで一遍、私がいつも言っているように連合の検証、連合してよかったのか、悪かったのか。検討委員会をして、もう一遍検証してくださいよと。もう2年ほど前から言っている。検証して10年経ったら区切りをつけて検証しよう。ごみの問題もしかり、全てを検証して、それで進めよう、いい方向に進めようと言っていたんですが、なかなか進みぐあいが悪いので。連携という話があったのでちょうどよかった。もう一度、4人の方にそれでいいのかどうか、今、私が言ったことも含めながら、ちょっと感想を答えて下さい。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

広報といいますのは、地域づくりの士気を高めていくものだと私は思っております。地域というものは、私たちにとっては東部3町村でございます。東部3町村の地域づくりの士気を高めていく、そういうものが「れんけい」の広報のあり方だと思っております。そういうことにおきまして、さらなる充実を図っていかねばならないと、そのように私は思います。その中で、特に町民の方の関心が深いごみ問題、または教育の問題、福祉の問題について、そのかかわっていただいている議会がそういうことを今、担っておるわけですが、町民、または村民の方が特に関心のある、そういうことが余り知らされていないのが現状でございます。そういうことにおきまして、そういうことをもっと積極的にいろいろな方法で皆さんに広報をしていく、そういうことにおきましていろいろな、ごみや福祉や、また教育について関心を持っていただき、またいろいろなご意見をいただけるような仕組みにつながっていくと私は考えております。そういう中で、この「れんけい」を生かして議会のそういう取り組みなどを載せていく、そういうことも考えていく必要があるかと私は考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

お答えさせていただきたいと思っております。私どもの一つの目的といいますか、行政に携わる以上はこの3町村、地域がすばらしい、生きやすい、また元気な生きがいのある地域づくりに、そういうまちづくりにしていかなきゃならないわけでありまして。そのためには行政、住人が一丸となって取り組んでいく、それが大事だろうと思っております。そのために、中でその媒介役をするのが広報活動であろうと思っております。当然住民の皆さんの参加もありましょうし、そしてこちらからも、住民にわかりやすい言葉で理解を得ることもしていかなければならぬ。そういうことを常に考えて進めていく。そういう意味では、時代、時代を反映した広報活動もあると私は思いますが、なかなか、先ほど進化をしていかなければならない、進化をしていかなきゃならない、とどまっているようではいけない、こんな感じを思うのですが、これも責任者としてなかなかそれを、返ってくるわけですので。これからも一層そういう、いわゆる原点に戻って進めてまいりたいと思っております。原点に戻って頑張ってまいりたいと思っております。そういう意味で、先ほど出ました答弁と絡んでの話は、当時の鈴木議員さんの質

問です。多分、それを私は、議会の広報紙という観点から、議会の広報紙だと思いません。たまたま連合の事務局は行政関係と議会事務局と兼務しているものですから、その辺のところを一つのところで、議会事務局として議会の広報がいかにあるべきかを考えていく。その段階でこの広報を一つにするのか、別々に発注するのか、どうするのかは考えていく必要があろうかと思っております。そういう意味で、この広報は非常に難しい。常に色々言っていますけれどもなかなか難しいわけでありまして、これからも一つ、これは大事ということで一緒に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

平沼副連合長。

◎ 副広域連合長（平沼 和彦）

先ほどもちょっと言ったんですけれども、私が情報をとっていますのは議会だよりであります。議会だより南山城、そこにですねこの連合で話されたことも出ていますし、消防組合のこと、それからまた山城病院のこととか、いろいろなことが出ています。それで、こういうことをしているんだなということはキャッチしているんですけれども、「れんけい」でそれを、もちろん聞いていることだから答えますよ。ということで、私はそういったことで情報をとっているんです。先ほどの岡田議員の、この連合ができてどうだったのかと。振り返って連合の意義とか、また連合をやってどれだけ効果があったかというようなことも検証するに当たって、そういった純粋にその情報を載せないとかかんやないかというように思うんですけど、それについてはもう少し、その内容ができていないとなったら、皆さんも関心は持っていると思うので、むしろ私は、議会だよりからしかとっていない情報は「れんけい」に載っていれば、もっとそういう判断材料ができると思いますので、例えば教育は今、なりましたけど、かえって費用が嵩み過ぎていないかと、私はそういうふうに思っております。また、人口はだんだん減っていきますのでこの状態でいいのかを検証していく、そういった問題提起をするのをですね「れんけい」に、現状を伝えるのが大事かなと思っております。ですから、先ほどいただきましたように、この連合ができて、これがどういうふうに変わってきたのか、結果としてここはよくなった、ここはちょっと悪くなったじゃないか、それはまたリードとすることで新しいかたちに持っていくと、そういったふうな広報活動ができればと、そういうふうに感じます。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

今の「れんけい」の中で、岡田議員がおっしゃったようにこの連合議会の中身、内容が地域住民に発信されていないのは、確かにしんどいところだと思います。教育は教育の、日ごろの取り組みは紹介させてもらっていますけれども、議会の中で教育問題がどう扱われているかとか、今どういうことが課題になっているかとか、この議会での問題となっているわけですから、それが発信できる、発信される場というか、機会は大事だと思います。最初にありましたように、連合の中でやるのか、別に議会だよりをつくるのか。そこについては要望ありませんけど、議会の中身を発信するのは本当に大事だと思います。いずれにしましても発行、出しておるのは広域連合事務局ですから、その意識は高めていく必要があると思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）

つまり、私が皆さんにお願いしたいのは一生懸命に議論闘争をやっていることを、連合議会として当然、広報「れんけい」は当然、東部連合の中の、予算措置の中の一つだと私は思います。だからもっと生かして、何でも「れんけい」に差し込んで議会のこの議論を住民の人にわかってもらわないと理解してもらえない、それが一番残念やったと思います。17年前ですけど、堀さんは堀町長が一番よく知ってはるねけど、その当時は笠置の中西町長、こういうことをおっしゃった。地域の特徴を生かしながら誇りと愛着を持てる東部3町村を目指そう、こういう声かけが17年前にあった。そのときはちょうど合併が盛んになっていた時期でありましたので、笠置じゃなくて、木津町と山城町と加茂町が合併の協議が盛んになったわけです。和束町と南山城村と笠置町が残されたわけです。これではあかんということで、ともかく相楽が一つということ将来にはやらないといかんけども、その機が熟するまで東部3町村は単独の行政改革をするのか、広域的な業務連携を推進する必要側とに迫られていると、中西さんがおっしゃった。しっかり未来を見据えた、各町村の個性があるまちづくりを進めるためにも2町1村の広域業務連携が重要課題である、しかも緊急であるとその当時におっしゃった。だから3つをどうしても、業務連絡協議会が発足した。これは3人が、そこからスタート。だから広域業務連携が、その次はこれが18年、それからこの連合が、教育も入った広域の連合、これね。これが堀さん、手中さんそれから笠置の松本さんかな、これが相楽東部広域連合の正式なつくり。これの趣旨は、今言ったように同じ事務をするから人が多い。それよりも、人を少なくして人件費をなくそう。例えば教育長が3人いたら無駄だ、一人にせえと。その予算を何とか、その3町村はともかくも、財政を一番圧迫した一番苦しい。だから、何としても生き延

びるためには3つを組んで、そして節約して、人件費を減らそう、人数も減らそう、そうして目的達成でやろうというのが東部広域連合の趣旨と目的なんです。これはもう全部、みんな、知っておられると思います。私が言うまでもなく、それを目指すとすれば、何年かたちましたと。そやけど、それが果たして住民の声に届いているんだろうか。目的と目指すことを、いろいろなことをやっているけれどもできていない。残念やと。私なんかみずから、自分も見落としていることもある。そこで考えるのは、このままじゃなくて、次の次にはちょっとでも今の連携を直したい。何とかしたい。予算は当然、東部広域連合で組んでいますから、それを議員の人も一緒に、一遍そういう「れんけい」に挟むのがいいのか、また別で東部広域連合の議会だよりをつくるのがいいのか、これを議論してほしいんです。これは私のお願いです。今の4方の意見を聞くと、かなり前向きでいく、やらないとあかんことを認識しましたけれども、あとは議員諸君が、これは7月ですね。また議会がありますので、それまでに議長の裁量の中で、議員の皆様は議運を中心にするのか、全協を開いてやるのか。どうしようみんな寄ろうとみんな意識を高めてもらって、それで行政側と、こういうことをやりたいんですけど、合意があればちょっとでも前へ進むと思います。そういうことが私のお願いであります。ですから、時間も遅くなってきましたので、私の意見としてはそういうことで終わります。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより、採決いたします。議案第4号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（廣尾 正男）

挙手全員です。したがって、議案第4号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。日程第9、同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

相楽東部広域連合教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。相楽東部広域連合教育委員会の北口弘子委員及び石橋常男委員の任期満了に伴い、新たに上村恵子さんを、引き続き石橋常男さんを、それぞれ委員に任命するものでございます。本人の了解も得ておりますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて議案の説明を求めます。事務局長。

◎ 事務局長（安原 正康）

同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命についてご説明させていただきます。現在、連合教育委員会委員は4名おられますが、そのうち2名の方が今年3月31日をもって任期満了となることから、新たに2名の方を相楽東部広域連合教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。お1人目の方、住所、京都府相楽郡笠置町大字切山小字井垣内9番地、氏名、上村恵子、生年月日、昭和20年9月8日生まれの74歳の方でございます。以前、連合の社会教育委員としてお世話になっていた方でございます。2人目の方、住所、京都府相楽郡南山城村大字田山小字北谷72番地、生年月日、昭和30年1月28日生まれの65歳の方でございます。現在、教育委員会委員をお世話になっており、引き続き委員に任命しようとするものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

お諮りします。この案件は、人事案件ですので質疑、討論を省略し、採決することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略します。この採決は、挙手によって行います。なお、議案としては1件ですが、その内容は2つですので、1件ずつ採決いたします。まず、上村恵子君を相楽東部広域連合教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（廣尾 正男）

挙手全員です。したがって、上村恵子君を相楽東部広域連合教育委員会委員の任命に同意することに決定しました。続いて、石橋常男君を相楽東部広域連合教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（廣尾 正男）

挙手全員です。したがって、石橋常男君を相楽東部広域連合教育委員会委員の任命に同意することに決定しました。日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から、会議規則第76条の規定によりお手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し入れがあります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。西村広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

本日は長時間にわたりましてご審議いただき、本当にありがとうございました。特に問題となっておりますテールアルメの改修、改善工事につきましては、本当に一日でも早く着工できるよう必死に取り組んでまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。インフルエンザはことし、ちょっとじっとしておるようですけれども、新型コロナウイルスが深刻な状況になっております。皆様身体をご自愛いただきまし

て、明日までの休校をお願いしております。本日はどうもご苦労さまでした。

◎ 議長（廣尾 正男）

これをもちまして、令和2年相楽東部広域連合議会第1回定例会を閉会します。本日はご苦労さまでした。